

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

	頁
●ライツ・オファリングに係る開示制度等の整備	1
▼開示規制の整備	1
▼開示府令様式	3
▼公開買付規制・大量保有報告規制の整備	13
▼証券会社に対する規制・インサイダー取引規制の整備	29
▼その他	36
●英文開示の範囲拡大	37
▼外国会社届出書等の提出	37
▼外国会社臨時報告書の提出	40
▼添付書類	42
▼その他	43
●発行登録制度における目論見書の交付義務の免除	44
●投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充	45
●適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和	46
▼業務の範囲	46
▼適格投資家要件	47
▼総額要件	52
▼みなし2種業関係	60
▼その他	62
●投資運用業の運用権限の委託先の範囲の見直し	63
●適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加	64
▼経過措置	64
▼適格機関投資家の名称等の記載について	64
▼記載方法	66
▼添付書類	67
▼その他	68
●ファイナンス・リース取引の要件	68
●株式等のブロックトレードの円滑化	69
●その他	72

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 49 号）	改正法
金融商品取引法施行令の一部を改正する政令	改正金商法施行令
資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令	整備等府令
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
外国債の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債等開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価開示府令
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	他社株府令
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	大量保有府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投信法施行令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●ライツ・オフリングに係る開示制度等の整備		
▼開示規制の整備		
(目論見書の作成・交付義務の免除)		
1	<p>開示府令案第11条の5について、発行者の名称と一定の届出があった旨及びその日付が分かれば、EDINET上の当該届出書に直接つながるアドレスが分からなくても、EDINETによる検索や紙の届出書などによって、十分必要な情報を得る道が確保されるといえる。確かに、アドレスがあった方が親切かもしれないが、新聞紙上の公告という手段自体がかなり擬制的な手続であり、このような親切な公告事項は、必要ないと思う。したがって、EDINETのウェブページのアドレスを公告事項とする必要はなく、同条で定める公告事項は、次のとおりとするべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行者の名称 2. 届出の日 3. 発行者の連絡先 	<p>日刊新聞紙への情報の掲載は、目論見書交付義務を免除する代わりに、投資者が有価証券届出書等に記載される情報にアクセスしやすくするために求めるものです。そのような観点から、開示府令第11条の5第2号は、投資者がEDINETを通じて当該情報にアクセスすることができるよう、そのURLの記載を求めることとするものであり、この記載を不要とすることは適当でないと考えられます。</p>
2	<p>日刊新聞紙に掲載すべき(ii)EDINETのウェブページのアドレスは、EDINET(閲覧用サイト)のトップページのアドレス(http://info.edinet-fsa.go.jp)という理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
3	<p>日刊新聞紙に掲載すべき(iii)発行者の連絡先とは、照会に対して責任をもって回答することができる者の氏名、連絡先(会社名・住所・電話番号)との理解でよいか。</p>	<p>発行者の連絡先の記載を求める趣旨は、投資者が直接発行者に連絡をとって情報を入手することもできるようにすることにあります。具体的にどのような記載が必要かについては、かかる趣旨に照らし個別具体的な事情に基づいて判断されるべきものですが、例えば、ライツ・オフリングに関する発行者の担当部署名と当該部署の電話番号を記載す</p>
4	<p>連絡先として記載する必要があるのは具体的に何か。開示ガイドライン24の5-16②のような規定を置くか、この問いへの回答の形で明らかにしてほしい。</p>	<p>発行者の連絡先の記載を求める趣旨は、投資者が直接発行者に連絡をとって情報を入手することもできるようにすることにあります。具体的にどのような記載が必要かについては、かかる趣旨に照らし個別具体的な事情に基づいて判断されるべきものですが、例えば、ライツ・オフリングに関する発行者の担当部署名と当該部署の電話番号を記載す</p>

		ることが考えられます。
5	<p>改正法第23条の12第2項が金商法第13条第1項を準用していることに鑑みると、発行登録制度を利用してライツ・オフアリングを行う場合であっても、同法第13条第1項に基づく目論見書の作成義務の免除の規定が準用されるとの理解でよいか。かかる理解が正しい場合において発行登録制度を利用してライツ・オフアリングを行う場合には、開示府令案第11条の5第1号における「当該新株予約証券に関して金商法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文による届出を行った日」との記載については、「発行登録追補書類の提出日」を記載すれば足りるという理解でよいか。</p>	<p>今回のライツ・オフアリングに係る開示制度等の整備では、特に金商法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文に基づいて有価証券届出書が提出されるライツ・オフアリングに限定して目論見書の作成・交付義務の免除の措置を講じることとされており、当該免除措置は同法第23条の12第2項による準用の対象とされていないものと考えられます。このため、発行登録制度を用いてライツ・オフアリングを行う場合においては、目論見書の作成・交付の義務は免除されないと考えられます。</p>
6	<p>発行登録書の提出により金商法第13条第1項を準用する場合において、届出を行った日とは、発行登録追補書類を提出した日という理解でよいか。</p>	
7	<p>金商法は、第23条の12第2項が同法第13条1項を、同法第23条の12第3項が同法第15条2項をそれぞれ準用していることから、法律上、発行登録制度を用いる場合にも、所定の要件を満たせば目論見書の作成・交付義務が免除されるものとも解される（金商法第23条の12第2項・第3項のいずれも、それぞれ、同法第13条・15条の全てについて読み替え規定を置いているわけではない。例えば、金商法第13条第1項本文は読み替えの条文なく、当然に読み替えられるものと考えられる。以上からすれば、一部読み替え規定がないとしても、ライツ・オフアリングに関し発行登録制度の利用ができないと解する必然性はなく、むしろ、当然読み替えが可能であることから特段の読み替え規定が置かれていないと解すべきできである。）。また、新株予約</p>	

	<p>権の募集に際して発行登録制度を用いることは実務的にも有用であり、また実質的にもこれを排除する理由は見当たらないことから、許容されるべきである。以上から、ライツ・オフリングについても発行登録制度が利用可能と考えているがかかる理解でよいのかについて、条文解釈を確認したい。</p> <p>また、ライツ・オフリングについて発行登録制度の適用があるという前提に立てば、発行登録制度を用いる場合についても、株主全員に対する目論見書の作成免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項を明示する規定を設けるべきではないか。</p>	
8	<p>ライツ・オフリングにおける一定要件を満たした場合の目論見書交付の不要について、発行登録書および追補書類の提出による場合も含めて欲しい。</p>	
9	<p>改正法によれば、ライツ・オフリングにおける目論見書の作成・交付義務の免除は、施行日（平成24年4月1日）後に開始する有価証券の募集又は売出しに適用されるとあるが、そのような理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。
▼開示府令様式		
(割当日に係る記載)		
10	<p>開示府令案第2号様式記載上の注意（12）e等において、「割当日」として会社法第238条第1項第4号のみに言及しているが、新株予約権無償割当でも想定すると、同法第278条第1項第3号の効力発生日にも併せて言及してはどうか。</p>	御意見を踏まえ規定を修正いたします。
11	<p>募集新株予約権の募集事項における「割当日」（会社法第238条第1項第4号）に対応する概念は、新株予約権の株主無償割当については「効力を生ずる日」（同法第278条第1項第3号）と理解するが、当該効力発生日の有価証券届出書における記載は、「割当日」</p>	

	欄ではなく欄外注記となるのか。「割当日」欄に記載するためには、会社法278条第1項第3号に規定する無償割当の効力発生日を記載することについて、記載上の注意における手当てが必要と考える。	
(新株予約権証券の引受けに係る記載)		
12	開示府令案第二号様式等の記載上の注意では、「引受けの条件」欄に、「引受けの態様」を記載することとされているが、具体的にはどのような内容を記載することが想定されているのか。例えば「コミットメント契約に基づき、発行者から取得した新株予約権の全部を行使する。」というような事項となるのか。開示ガイドラインにおいて、例示することをご検討いただきたい。	「引受けの態様」としては、①引受人が発行者から新株予約権証券を取得するか、②引受人が取得した新株予約権について、自ら行使するのか、それとも、他人に行使させるのかの引受けの態様を記載することが考えられます。
13	開示府令案第二号様式の記載上の注意(12) q (c) に、「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権(同号に規定する新株予約権をいう。以下このqにおいて同じ。)の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することとなったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること」とあるが、当該記載上の注意に基づき有価証券届出書提出時点において仮定に基づく記載を行った場合においても、当該有価証券届出書による届出の効力は有効に発生し、事後的に実際に引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数が確定した時点で、改めて訂正届出書を提出して当初の記載を実際に引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数に訂正する必要は無いとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
14	発行登録追補書類に係る開示府令第十二号様式は、開示府令第二号様式に準じて作成	御理解のとおりです。

	<p>する必要があるとされているが(開示府令第十二号様式記載上の注意参照)、発行登録制度を利用してコミットメント型ライツ・オフアリングを行う場合には、開示府令案第二号様式の記載上の注意(12) q (c) に準じて発行登録追補書類の「引受新株予約権数」の欄に、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することとなったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載して提出する必要があるとの理解でよいか。</p> <p>かかる理解が正しい場合において上記のとおり発行登録追補書類提出時点での仮定に基づく記載を行った場合においても、発行登録追補書類提出後に実際に引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数が確定した時点で、改めて訂正発行登録書を提出して当初の記載を実際に引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権の数に訂正する必要は無いとの理解でよいか。</p>	
15	<p>引受人の決定予定時期を記載して届出書を提出し、その後引受人を決定して訂正届出書を提出した場合、効力発生日は1営業日を経過した日という理解で良いか。</p>	<p>開示ガイドライン8-3ロ①に示すとおり、原則として御理解のとおりとなるものと考えられます。</p>
16	<p>ライツ・オフアリングにおいて、有価証券届出書提出時点においては新株予約権の割当比率、新株予約権の行使価格その他の条件を決めずに、届出後にこれらの事項を決定する場合、当該有価証券届出書の効力発生日は、通常の公募増資と同様に、条件決定日と同日又はその翌日として頂きたい。</p>	<p>行使価格が未定の新株予約権について当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書が提出される場合で、かつ、新株予約権の行使の勧誘時において行使価格等に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握した上で新株予約権の無償割当てを行う場合などにおいては、開示ガイドライン8-3ロ①に示したとおり、原則として、当該訂正届出書の提出日又はその翌日に効力を生じさせるものとなる</p>

		ものと考えられます。
17	引受人の決定予定時期を記載して届出書を提出し、その後引受人を決定して訂正届出書を提出した場合、引受人が5%以上引受けを行う場合の保有割合の算出時点は引受人の決定に係る訂正届出書提出日の5日前の日という理解でよいか。	御理解のとおりです。
18	大量保有報告制度の対象でない非上場会社によるライツ・オファリングについてまで5%超の開示が必要であるかのように読める。上場会社の発行に係る新株予約権証券を取得する場合に限定される旨明示してはどうか。	ここでは金商法第27条の23第1項に規定する株券等を指し、大量保有報告制度の対象となる会社に限定されていると考えられます。
19	複数の引受人がある場合において、100分の5超における株券等保有割合の注記等は該当する引受人についてのみ記載すれば足り、該当しない引受シ団参加者についての記載は要しないとの理解で良いか。	株券等保有割合が100分の5を超えることとなる引受人について、その旨及び届出書提出日の5営業日前の株券等保有割合を記載すれば足り、そうでない引受人についてはかかる記載は要しないものと考えられます。
20	開示府令案第二号様式等において、「発行数」「発行価額の総額」等を記載することとなるが、既に新株予約権や新株予約権付社債等の株式に転換できる有価証券を発行している場合、有価証券届出書の提出から株主割当日（株主確定日）までに権利行使される可能性もある。この場合、有価証券届出書に記載された発行数等と実際に割り当てられる新株予約権数に相違が生じる可能性があるが、予めその旨を注記することで株主割当日（株主確定日）後に訂正届出書の提出は必要ないと考えてよいか。	有価証券届出書に記載された発行数と実際に割り当てられることとなる新株予約権の数に相違が生じることとなった場合には、その訂正内容が明らかになった時点で訂正届出書の提出を要するものと考えられます。なお、新株予約権の無償割当てを行う場合においては、「発行価格」は無償となるため、「発行価額の総額」も無償となるものと考えられます。
（有価証券通知書の提出及び目論見書の作成・交付）		
21	今回の改正では、開示府令案第4条第4項及び第11条の4については実質的な改正は予定されていないように思われるが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、	開示府令第4条第4項第4号及び第11条の4第2号二では、引受人（法第2条第6項第1号に規定する行為を行う者を除く。）が有価証券の売出しを行う

	引受人が引受けにより取得した未行使分の新株予約権を行使したことにより取得した株式の売出しを行う場合には、当該売出しに関して有価証券通知書の提出及び目論見書の作成及び交付を行う必要があるのか。	場合、投資者の投資判断に必要な情報を提供する等の観点から有価証券通知書の提出及び目論見書の作成・交付を求めていることに鑑み、コミットメント型ライツ・オファリングにおいて引受証券会社が取得した新株予約権を行使することにより取得した株券等の売出しを行う場合においても、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成・交付を行う必要があると考えられ、この点を明確化するため、規定を追加いたします（開示府令第4条第4項第5号及び第11条の4第2号ホ）。
22	<p>発行者との間でコミットメント契約を締結し、新株予約権を取得・権利行使した引受証券会社が、当該新株予約権を行使することにより取得した株券を市場外の相対取引で転売する行為は、原則「売出し」に該当するものの、当該株券の取得は原始取得であるため、（届出書・）通知書・目論見書作成交付の手続きは不要と理解してよいか（金商法第4条1項3号、開示府令案第4条4項（第3号）、金商法第13条第1項、開示府令案第11条の2ハ）。</p> <p>なお、この理解で正しい場合、目論見書その他資料に係る虚偽記載の使用者責任（金商法第17条）の対象は、「第4条第1項本文・・・の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて」であるところ、当該引受証券会社の売出しに係る株券は「第4条第1項本文・・・の規定の適用を受ける有価証券」にも「既に開示された有価証券」（金商法第13条1項）にも該当しないため、文言上、その他資料の使用に係る使用者責任はかからないように読めるが、当該解釈で問題ないか。</p>	
（新株予約権の行使勧誘と虚偽表示の禁止、使用者責任）		
23	新株予約権の行使の勧誘について、金商法第13条第5項（その他資料における虚偽表示の禁止）、金商法第17条（虚偽表示のある資料を利用した場合の使用者責任）の適用はないと考えてよいか。	会社法第277条の新株予約権無償割当ては、新株予約権の行使時の払込みを含めて考える必要があり、実質的には株主割当による株式の募集と同様であると考えられることから、開示規制上は、ライツ・オファリングにおける新株予約権の行使の勧誘についても、新株予約権の

		取得勧誘に該当するものと考えられます。したがって、そのような行使の勧誘については、金商法第13条第5項及び第17条の適用対象となるものと考えられます。
(主要株主の異動に係る臨時報告書の提出)		
24	<p>新株予約権の割当を受けた株主が権利行使を行った際に、他の新株予約権者の行使状況によっては一時的に保有議決権比率が10%以上となり主要株主に該当するケースも想定される。ライツ・オフリングにおいては、新株予約権を市場で売却又は買付けない限り株主の保有比率に変動は生じないため、当該株主は行使期間満了日時点において主要株主に該当しなくなる。このような場合に都度の臨時報告書の提出が必要となると、発行者の事務負担は増加し、投資家の判断にも混乱を来すおそれがあるのではないかと。</p> <p>①開示府令案第19条における「異動があった場合」の判断を行使期間満了日において行うこととし、該当する場合に臨時報告書を提出するのが妥当と考えるがよいか。</p> <p>②①の取扱いが認められず、都度の臨時報告書の提出が必要となる場合、当初届出書において、行使期間中に主要株主の異動に係る臨時報告書が提出される可能性がある旨を記載してあれば、訂正届出書の提出は不要とできるか。または、</p> <p>③開示ガイドライン案7-7ただし書により、訂正届出書の提出を行わないこととしてよいか。</p>	<p>開示府令第19条における「異動があった場合」の判断を行使期間満了日において行うことは、適当ではないと考えられます。なお、臨時報告書は、主要株主の異動が頻繁に発生したときは遅滞なく提出することとされており、ご指摘のライツ・オフリングに係る権利行使により主要株主の異動が発生する場合についても、遅滞なく提出することが求められるものと考えられます。この点は、主要株主の異動を理由とする自発的な訂正届出書の提出（開示ガイドライン7-7⑯）の場合についても同様の取扱いで差し支えないものと考えられます。</p> <p>他方、予め有価証券届出書において主要株主の異動に係る臨時報告書の提出の可能性のある旨の記載をすることによっても、これにより投資者が適時に主要株主の異動を知ることができることはならないため、かかる記載をもって訂正届出書の自発的な提出に替えることはできないものと考えられます。</p>
25	<p>ライツ・オフリングにおいて、割り当てられた新株予約権の行使期間は、自己又は第三者による新株予約権の行使により主要株主の異動が生じたとしても、臨時報告書の提出は不要であり、行使期間終了後に、引受証</p>	

	<p>券会社により全ての新株予約権が行使された時点における、当該株主の議決権数と総議決権数を基礎として算出される議決権割合に基づき、当該新株予約権の割当て直前の時点における議決権割合との比較において主要株主の異動及びそれに伴う臨時報告書の提出義務の有無を判断すれば足りるものとしていただきたい。</p>	
(訂正届出書の提出の要否)		
26	<p>(1) ライツ・オファリングに係る有価証券届出書に予定時期等の記載がある場合には訂正届出書は不要とされているが、予定時期等を記載してさえいれば、予定していた時期にその書面が提出されなかったとしても訂正届出書は不要と解してよいか。</p> <p>(2) (1) について、仮に予定時期の記載を訂正するための訂正届出書が必要と考える場合、</p> <p>① 当該訂正届出書が提出され、当該訂正届出書に記載された新たな予定時期にその書面(有価証券報告書等)が提出された場合には、その書面の提出に係る訂正届出書は不要と解してよいか。</p> <p>② そもそも「予定時期」はどの程度の幅を持った期間か。どの程度のズレであれば許容されるのか。監査証明の予定時期や会社法第439条の規定による確定時期など、提出会社の意向のみによっては左右できない事由も挙げられているので、相当広く考える必要がある。</p>	<p>有価証券届出書に記載された有価証券報告書等の継続開示書類の提出等の予定時期に変更があった場合には、予定時期を訂正するために訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます。</p> <p>開示ガイドライン7-7②から⑭までに示したところに従って有価証券届出書に記載された有価証券報告書等の継続開示書類の提出予定時期(これが訂正届出書により訂正された場合には訂正後の予定時期)に当該継続開示書類が提出された場合には、当該継続開示書類の提出に関して改めて訂正届出書を提出することは要しないものと考えられます。</p> <p>予定時期は、可能な限り日付を特定して記載することが望ましいですが、日付が確定できない場合には、おおむね1週間程度の幅をもって記載をすることも認められるものと考えられます。</p>
27	<p>ライツ・オファリングに関連して予定時期等の有価証券届出書への記載が想定されているが、有価証券届出書のどの欄に記載すればよいか。これに対応した開示府令の有価証券届出書の様式の改正は予定されているの</p>	<p>例えば、開示府令第2号様式においては、「第二部第7 2【その他の参考情報】」、第2号の2様式においては、「第四部【組込情報】」、第2号の3様式においては、「第三部第2【参照書類の補</p>

	か。	完情報】」の欄外に適宜記載することなどを想定しております。
28	開示ガイドライン案7-7本文「申込みが確定するときまで」とは、ライツ・オフリングにおいては新株予約権の行使期間最終日との理解でよいか。実務上の混乱が生じないよう、明記された方がよいと考える。	開示ガイドライン7-7本文における「申込みが確定するときまで」とは、投資家が新株予約権を行使することができる期間が満了するときまで（例えば、非コミットメント型ライツ・オフリングであって投資家が新株予約権を行使期間満了まで行使することができるときは、行使期間が満了するまで）を指します。
29	開示ガイドライン案7-7⑤⑦⑩⑫⑭は監査証明の予定時期の記載を求めているが、③においてすら監査証明の予定時期の記載は求められていない。不要ではないか。	御意見を踏まえ修正いたします。
30	開示ガイドライン案7-7⑥⑦⑬⑭については、四半期報告書の提出会社もあるかと思われるので、（開示府令案第17条の15第2項の特定事業会社）、四半期報告書にも言及すべきではないか。	御意見を踏まえ修正いたします。
31	開示ガイドライン案7-7③追加文言「（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の…）」の「場合であって、」の後に「当該監査証明の予定時期並びに」を挿入すべきではないか。	御意見を踏まえ監査証明の予定時期の記載を不要とする修正をいたします。
32	開示ガイドライン案7-7⑩追加文言「（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の監査証明の…）」の「事業年度の」は削除してよいのではないか。	御意見を踏まえ監査証明の予定時期の記載を不要とする修正をいたします。
33	発行登録書の提出により、金商法第4条を準用する場合において、今回設けられた除外規定の適用を受ける為の記載は、発行登録追補書類に記載することで良いか確認したい。 また、平成22年4月21日付公表の「企業内	開示ガイドライン7-7②から⑭までの各括弧書きは、有価証券届出書が提出された場合において、その効力発生日以後の金商法第7条後段に基づく訂正届出書の提出に関し、ライツ・オフリ

<p>容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントに係るコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方項番 8 において、「新株予約権証券についての投資判断は、形式的な新株予約権証券の割当てではなく、割当てを受けた新株予約権を行使し、払込金を払い込む際に行われるものと考えられることから、訂正届出書の提出事由となり得る事由が生じた場合には、実質的な投資判断を正確に行うために必要となる重要な情報を提供するとの法の趣旨に基づき、訂正届出書の提出は必要であると考えられる」とされているが、本改正案についても、この点においての考え方について変更はないとの理解でよいか確認させていただきたい。また、上記の前提において、発行登録書の提出後効力が発生し、発行登録追補書類を提出した以降に自発的な訂正事項が発生した場合は、訂正発行登録書を提出する必要があるかを確認させていただきたい。</p>	<p>ングが行われるときにおいて継続開示書類の提出予定時期等が有価証券届出書に予め記載されている場合には訂正届出書の提出を要しない旨を明らかにするものであり、このことによって効力発生前における同条前段に基づく訂正届出書の提出までも不要となるものではありません（開示ガイドライン 7-3）。このことは発行登録制度を用いた場合における金商法第 23 条の 4 前段に基づく訂正発行登録書の提出についても同様であり、発行登録がその効力を失うこととなる日より前までは、継続開示書類が提出される都度、（ライツ・オフリングが行われるか否か、発行登録追補書類にその提出予定時期等が記載されているか否かに関わらず、）同規定に基づいて訂正発行登録書を提出する必要があると考えられます。</p> <p>また、本改正は訂正届出書の提出に関する従前の解釈を変更するものではなく、新株予約権無償割当ての方法による新株予約権の募集で有価証券届出書が提出された場合には、投資家が新株予約権を行使することができる期間が満了するまでは、開示ガイドライン 7-7 に記載する事由が発生する限り、原則として、金商法第 7 条後段に基づき訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます。他方、発行登録制度を用いた場合においては、投資家が新株予約権を行使することができる期間が満了した後であっても、当該発行登録がその効力を失うこととなる日より前までは、金商法第 23 条の 4 に基づく訂正発行登録書を提出すべき事由が発生する限り、訂正発</p>
---	---

		行登録書を提出する必要があるものと考えられます。
34	<p>有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類を提出した場合の、虚偽記載等の責任の所在について明確にされたい。</p> <p>有価証券届出書の効力発生後、訂正届出書の訂正を伴わずに継続開示書類が提出された場合、現行案であると、形式的には、当該継続開示書類は有価証券届出書の一部を構成することとならないと考えられるが、この場合について、発行体・引受人等は、虚偽記載等（記載すべき重要な事項の欠落）にかかる責任（金商法第18条、第21条など）を負わないという理解でよいか。継続開示書類が提出された場合に、有価証券届出書に「記載すべき重要な事項の欠落」があると考ええるとすると、結局は、当該責任が生じることを回避するため、当該継続開示書類を参照書類とする訂正届出書を提出せざるを得ず、改正の趣旨が損なわれることとなる。</p> <p>他方、当該継続開示書類が有価証券届出書の一部を構成するとした場合、当該継続開示書類の記載内容につき引受人等が責任を負うとすれば、引受人は有価証券届出書提出時点において確認することができない書類について責任を負うこととなるため、引受審査・引受契約の内容に影響を及ぼすこととなる。したがって、いずれにせよ、取り扱いを明確にされたい。</p>	<p>ライツ・オフリングでは、有価証券届出書の効力発生から新株予約権の行使がなされるまでの期間が一般的に長期間となるという特性に鑑み、有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類が提出される場合であって、あらかじめ当該有価証券届出書に継続開示書類の提出等の時期が記載されている場合には、訂正届出書の提出を不要としています。このため、実際に予定された時期に継続開示書類が提出された際に、訂正届出書を提出しなくとも、そのことのみをもって有価証券届出書に「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」と判断されるものではないと考えられます。</p> <p>ただし、例えば、新株予約権の行使期間中に臨時報告書が提出され、有価証券届出書の必要な訂正が行われなかった場合には、有価証券届出書に「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」と判断されることがあり得ると考えられます。</p>
35	<p>有価証券届出書においてその提出後に継続開示書類が提出されることが予定されている旨が記載され、当該継続開示書類の提出に伴う訂正届出書の提出を行わない場合、当該継続開示書類は、組込方式による有価証券届出書の場合には組込書類とならず、参照方式による有価証券届出書の場合には参照</p>	

	書類とならないという理解でよいか。	
▼公開買付規制・大量保有報告規制の整備		
(新株予約権無償割当てが行われた場合の株券等所有(保有)割合の調整)		
36	他社株府令案第2条の2の2柱書に「法第二十七条の二第一項ただし書に規定する当該新株予約権の全部が行使されることが確保されることにより…」とあるが、「の全部」(下線部)の部分は改正法第27条の2にはないので、削除してはどうか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
37	改正法第27条の2第1項ただし書によれば、他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権については、当該新株予約権の行使による株券の取得が公開買付規制の対象となる方向での改正がなされるようである(他社株府令案概要(別紙3-1)III(1)、他社株府令案第2条の2の2の冒頭括弧書きにもその旨の記載がある)。しかしながら、そもそも新株予約権の行使による取得は、新規発行取得(金商法第27条の2第1項第4号)と文言上区別されている「買付け等」には含まれないのではないか。それとも、株主が行使期間中に他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権を行使した場合には通常3営業日後には普通株式が交付されることになるところ、かかる行使による株券取得が「買付け等」に該当するという改正か。	新株予約権者による新株予約権の行使に応じて発行者が自己株式を交付する場合には、新株予約権者は当該自己株式を有償で譲り受けることとなりますので、新株予約権を行使して自己株式を取得する行為が「買付け等」に該当すると考えられます。他方、新株予約権者に対して発行者が新たに発行する株式を交付する場合には、「買付け等」には該当しないと考えられます。
38	他社株府令案第2条の2の2、第8条第3項第1号に規定する各要件を満たす新株予約権の行使時には公開買付規制が適用されるところ、発行者が、株主による当該新株予約権の行使に対して、自己株式を交付する場合には、「買付け等」に該当し、新株式を発行する場合には、「買付け等」には該当しないという理解でよいか(既存の公開買付け規制において、会社が新たに発行する株式(新	御理解のとおりです。

	<p>株予約権)を取得する場合、当該取得は、「買付け等」には該当しないとされる一方、自己株式(自己新株予約権)を取得する場合には、「買付け等」に該当するとされているが、本改正により新株予約権の行使について公開買付規制が適用される場面でも、同様に考えてよいか。)。</p> <p>また、急速買付け(金商法27条の2第1項4号)との関係では、当該新株予約権の行使に対して、新株式が発行された場合は、「新規発行取得」となるという理解でよいか。</p>	
39	<p>コミットメント型ライツ・オフリングにおいて無償で割り当てられる新株予約権については、取得時ではなく、その行使時を基準に株券等所有割合を判定して公開買付規制が適用されることとなったが(改正法第27条の2第1項ただし書)、いわゆるスピード規制、つまり市場外で第三者から10%超の株券等を譲り受けた後2ヶ月以内に「新規発行取得(株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得)」を受ける場合に公開買付規制に服することを定める同法第27条の2第1項第4号、金商法施行令第7条第2項及び同第3項の適用に関し、コミットメント型ライツ・オフリングにおいて新株予約権を割り当てられた株主が、権利行使前3ヶ月以内に10%超の株式等の市場外での譲り受けを行っており、その後、当該新株予約権を行使した結果、株券等所有割合が3分の1を超えることとなる場合には、上記規制の適用を受け、第三者からの株券等の譲受けが公開買付規制違反となるのか。</p>	<p>御理解のとおり、公開買付規制に違反すると考えられます。</p>
40	<p>コミットメント型ライツ・オフリングにおいては無償で割り当てられる新株予約権の全てが一定期間内に行使されることが予定されているのであるから、公開買付規制に</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフリングの場合であっても、そのライツ・オフリングの期間内に新株予約権の行使により議決権付株式を取得した場合に</p>

	<p>おける「株券等所有割合」(改正法第27条の2第8項、金商法施行令第9条の2、他社株府令第6条乃至第8条)及び大量保有報告規制における「株券等保有割合」(改正法第27条の23第4項、金商法施行令第14条の6の2、大量保有府令第4条乃至第5条の2)並びに「主要株主」(改正法第163条第1項及び開示府令案第19条第2項第4号)の算定に際しては、無償で割り当てられた全ての新株予約権の対象株式の数を「分母」に加える等の措置(注:技術的にはいくつかの選択肢が考えられるのではないかと思われる)を行うことにより、コミットメント型ライツ・オフリングの期間内に新株予約権を行使した者が公開買付規制、大量保有報告書提出義務及び改正法第163条乃至第165条の適用の対象とならないような制度として欲しい。</p>	<p>は、議決権行使等を通じて発行者に対して影響を及ぼすことが可能となり得ること等から、新株予約権の行使による株式の取得について、公開買付規制・大量保有報告規制の適用、主要株主の判定を行うことが適当と考えられます。</p>
41	<p>他社株府令案第2条の2の2、第8条第3項各号の要件を満たす新株予約権無償割当てを受けた株主が、当該新株予約権の権利行使により株券の買付け等を行った場合、当該権利行使直後の株券等所有割合が一時的に直前の割合よりも高くなるが、同府令案第2条の2の2、第8条第3項第3号の契約履行(いわゆるコミットメント)が行われることにより、直前の割合に戻る事となる。</p> <p>これらの規定により新株予約権の行使が公開買付規制の適用となる場合の株券等所有割合の計算方法は、同府令案第2条の2の2、第8条第3項第3号の契約が締結されていることを理由として、分母となる発行済株式数は当該新株予約権が全て行使されたとみなして計算して良いか。</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフリングの場合であっても、そのライツ・オフリングの期間内に新株予約権の行使により議決権付株式を取得した場合には、議決権行使等を通じて発行者に対して影響を及ぼすことが可能となり得ること等から、他社株府令第2条の2の2、第8条第3項第3号の契約が締結されていることを理由に新株予約権が全て行使されたとみなして公開買付規制の適用を行うことは、適当ではないと考えられます。</p>
42	<p>株主ではない者等が、新株予約権行使期間中に株券を買い増しする場合の分母(総株主等の議決権の数)は、無償割当てにより発行</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフリングの場合であっても、そのライツ・オフリングの期間内に新株予約権の行使</p>

	<p>された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p> <p>同様に、株主でない者が市場で新株予約権を取得した場合の計算式の分母も、無償割当てにより発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p>	<p>により議決権付株式を取得した場合には、議決権行使等を通じて発行者に対して影響を及ぼすことが可能となり得ること等から、新株予約権が全て行使されたとみなして公開買付規制・大量保有規制の適用を行うことは適当ではないと考えられます。</p>
43	<p>金商法第27条の23第4項「当該発行者の発行済株式の総数」は、新株予約権者の権利行使状況に応じて変化するが、当該無償割当てにより発行された新株予約権の全てが行使されたものとして株券等保有割合を計算して差し支えないか。</p>	
44	<p>新株予約権を行使しない株主又は株主ではない者が、行使期間中に株券を買い増しする場合の分母（発行済株式等総数）については、無償割当てにより発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p> <p>また、行使期間中に新株予約権を市場で取得した場合も、無償割当てにより発行された新株予約権の全てが行使されたものとして計算して差し支えないか。</p>	
45	<p>無償割当てにより発行された新株予約権の全てが行使されたものとして株券等保有割合を計算することが出来ない場合、株券等の保有者は、株券等保有割合の計算にあたり、どの時点の「当該発行者の発行済株式の総数」で計算すべきか。</p>	<p>株券等保有割合の計算については、原則として報告義務が発生した日の発行済株式総数を用いるべきですが、例えば、ライツ・オファリングにおいては、発行者が公表した直近の発行済株式総数を用いて計算を行うことも考えられます。</p>
46	<p>ライツ・オファリングを行使して新株を取得する際の保有株券の換算基準は、大量保有府令案第一号様式記載上の注意（12）i「新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の</p>	<p>ライツ・オファリングにおける株券等保有割合の算定に当たっては、新株予約権の行使に伴い株式を私法上有効に取得した時点を基準に計算を行うことが適当と考えられます。</p>

	<p>数を記載することができる」とあるので、ライツ・オフアリングの場合は、新株の申込みや払込みの段階ではなく、口座管理機関における証券口座に交付される株式の残高が記録され、株券の売買が可能となった時点から保有株券として換算するとの考えでよいか。また、この考え方は発行済株式数が増加される時点を勘案しても、合理的な考え方と思われる。</p>	
47	<p>他社株府令第8条第3項第1号(大量保有府令第5条第1項第1号)の要件を充足するコミットメント型ライツ・オフアリングの場合、株券等所有(保有)割合の計算については、例えば、以下のいずれかの措置を採用すべきではないか。</p> <p>A案:株券等所有(保有)割合の計算上、分母において他の株主に割当てられた新株予約権もすべて行使されたものと看做す旨の解釈を採用することを、ガイドラインにおいて明らかにする</p> <p>B案:新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権及び当該新株予約権の行使により取得した株式につき、当該新株予約権の割当てから行使期間の満了までの間、株券等所有(保有)割合の計算上、分子及び分母から除外する</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフアリングの場合における株券等所有(保有)割合について、他社株府令第8条第3項第1号(大量保有府令第5条第1項第1号)の要件を満たす新株予約権については、ライツ・オフアリングの期間内に新株予約権の行使により議決権付株式を取得した場合には、議決権行使等を通じて発行者に対して影響を及ぼすことが可能となり得ること等から、新株予約権の行使後の所有議決権数・総議決権数(保有株式数・発行済株式総数)を基準に公開買付規制(大量保有報告規制)の適用を行うことが適当と考えられます。</p>
48	<p>株主が行使期間中に他社株府令第2条の2の2の要件を満たす新株予約権を行使した場合には通常3営業日後には普通株式が交付(以下「交付株式」)されることになるところ、かかる行使による株券の取得が「買付け等」に該当するという理解が正しい場合、株券等所有割合は具体的にどのように計算されるのか。行使前の当該株券等の発行者の総株主等の議決権数を10,000で、株主Aが450株保有(株券等所有割合4.5%)で、当</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフアリングの場合であっても、そのライツ・オフアリングの期間内に新株予約権の行使により議決権付株式を取得した場合には、議決権行使等を通じて発行者に対して影響を及ぼすことが可能となり得ること等から、新株予約権の行使後を基準に、公開買付規制・大量保有報告規制の適用を行うことが適当と考えられ、御提案頂いた措置を採用することは適切で</p>

<p>該Aが1株について他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権(行使によって1株取得)の無償割当てを受けたとして、Aが行使期間初日に行使をしたものの他の株主は行使期間の末日に行使したと仮定する。</p> <p>(行使期間初日から3営業日経過後の株主Aの株券等所有割合)</p> <p>分子:当初の株券等の買付者の所有する株券等に係る議決権数(450個)に、交付株式に係る議決権数を追加(450個)</p> <p>分母:当該株券等の発行者の総株主等の議決権数は変わらず(10,000個)</p> <p>株券等所有割合は9.0%に上昇する</p> <p>(行使期間経過後、総株主等の議決権数に行使の結果が反映された後)</p> <p>分子:当初の株券等の買付者の所有する株券等に係る議決権数(450個)に、交付株式に係る議決権数を追加(450個)</p> <p>分母:当該株券等の発行者の総株主等の議決権数は20,000個に増加</p> <p>株券等所有割合は4.5%に戻る</p> <p>かかる理解が正しいとすると、他社株府令案は、他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権を行使することによって株券等所有割合が一時的にせよ百分の五を超えることとなる場合に、その権利行使を抑制する(従って新株予約権を譲渡する動機を発生させる)効果を有していると考えられるため、株主の判断に影響し、結果的に資金調達に支障が出る恐れがあるという懸念がある。</p> <p>特に、別途買付けの禁止(金商法第27条の5)は新株予約権の行使に関しては適用されない(金商法施行令第12条)から、他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予</p>	<p>はないと考えられます。</p> <p>なお、公開買付規制との関係では、新株予約権者による新株予約権の行使に応じて発行者が自己株式を交付する場合には、新株予約権者は当該自己株式を有償で譲り受けることとなりますので、新株予約権を行使して自己株式を取得する行為が「買付け等」に該当すると考えられる一方、発行者が新株予約権者に対して新たに発行する株式を交付する場合には「買付け等」には該当しないと考えられます。</p> <p>なお、株券等所有割合の計算方法については、発行者が、新株予約権を行使した株主に対し、自己株式を交付する場合、当該新株予約権を行使して株券を取得する行為が「買付け等」に該当すると考えられます。この場合において、行使期間初日の株主Aの株券等所有割合は、</p> <p>分子:当初の株券等の買付者の所有する株券等に係る議決権数(450個)に、割当てられた新株予約権に係る議決権の数を加算(900個)</p> <p>分母:当該株券等の発行者の総株主等の議決権に、割当てられた新株予約権に係る議決権の数を加算(10,450個)</p> <p>株券等所有割合は約8.6%となります。</p> <p>この場合、行使期間経過後の株券等所有割合は、ご理解のとおり、4.5%となります。</p>
---	---

約権の保有者は権利行使自体を妨げられることはない。資金調達手段としての実効性を鑑みて、行使前の他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権にかかる議決権の数を零とする改正をしている（金商法第8条第3項第1号）のであるから、①行使の結果取得した株券相当分の議決権についても合理的期間（行使期間経過後、総株主等の議決権数に行使の結果が反映されるための十分な猶予期間）については零にする（すなわち、株券等所有割合に変動がない取扱い）という改正をするか、又は②新株予約権の権利行使については、他社株府令案第2条の2の2の要件を満たす新株予約権を含め、従前の取扱いを維持して対象外としていただきたい。なお、①について行使の結果取得した株券を第三者が取得した場合は、合理的期間内か否かを問わず、カウントされるべきであることを付言しておく。

大量保有報告書についても同様である。上記の設例で言えば、株券保有割合は、行使して3営業日後には8.6%（10450株中900株）に上昇し、大量保有報告書の提出が必要になってしまう。行使の結果取得した株券相当分については合理的期間は零にする（すなわち株券保有割合に変動がない取扱い）という改正をしていただきたい。改正案では行使時点でカウントされるため一旦割合が上昇するので、そこで対応が必要となり、合理的期間を経過すると元に戻るため再度の対応が必要になる。零とする案を延長することで、一時的な変動に対応するためのペーパーワークを減少させることはできないか。なお、行使の結果取得した株券を第三者が取得した場合は、上記と同様に合理的期間内か否かを問わず、カウントされるべきであることを付

	<p>言しておく。</p>	
49	<p>株券等保有割合を計算するにあたり、分母には発行済株式総数（及び自己・共同保有者の潜在株式数）を用いるところ、ライツ・オフアリングが実施され、新株予約権が行使された後、日々増加する正確な発行済株式総数を把握するのは実務上困難である。仮に、開示府令案第一号様式記載上の注意（12）eに従い、直前期の有価証券報告書等の発行済株式総数を分母の数字として用いると、いわゆる転換社債等と比べて発行規模が大きくなることが予想されるライツ・オフアリングにおいては、実態より著しく高い保有割合にて、大量保有報告書を提出することとなることが予想される。</p> <p>そこで、発行済株式総数をできるだけ正確に把握できる体制（例えば、ライツ・オフアリングを実施した発行体が、直近の発行済株式総数を適宜開示する等）を整備していただきたい。</p>	<p>株券等保有割合の計算については、原則として報告義務が発生した日の発行済株式総数を用いるべきですが、例えば、ライツ・オフアリングにおいては、発行者が公表した直近の発行済株式総数を用いて計算を行うことも考えられます。なお、直近の発行済株式総数を把握する体制整備の要望については、貴重な御意見として承ります。</p>
50	<p>株券等所有割合が3分の1超の大株主が存在している場合、金庫株を対象とするライツ・オフアリングをしてはいけないか、確認したい。他社株府令に定められているライツ・オフアリングの要件を満たさない場合や新株予約権を第三者割当発行する場合には、公開買付規制の対象にしないという結論とのバランスがよく分からない。</p>	<p>ライツ・オフアリングに係る公開買付規制の適用に当たっては、他社株府令第2条の2の2に規定する新株予約権の行使に伴い自己株式（いわゆる金庫株）を交付する場合、新株予約権を行使して自己株式を取得する行為が「買付け等」に該当すると考えられますので、既に株券等所有割合が3分の1を超える株主がライツ・オフアリングに伴って新株予約権を行使して自己株式を取得する場合には、公開買付けを行う必要があるものと考えられます。</p>
51	<p>5%ルール的大量保有報告書の提出者が新株予約権の効力発生後行使期間満了日までの間に当該銘柄に係る変更報告書の提出事由が生じた場合は、当該変更報告書に記載</p>	<p>ライツ・オフアリングの期間中に、大量保有報告書提出者に変更報告書の提出事由が生じた場合、当該変更報告書に記載する「保有株券等の数」には、当該</p>

	<p>すべき内容として、大量保有府令第1号様式「保有株券等の数」には、当該新株予約権の数は記載を要せず、かつ、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」にも記載を要さないという理解でよいか。</p>	<p>時点における保有株券等の数を記載すべきものと考えられます。なお、新株予約権証券の議決権の数については、大量保有府令第5条第1項第1号により、同号ただし書を満たす新株予約権証券については零、それ以外の場合は当該新株予約権の目的である株式の数を記載するものと考えられます。</p> <p>そのうえで、「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」の記載は、新株予約権証券の議決権の数が零の場合には、当該項目の記載を要しないものと考えられますが、それ以外の場合には、該当事項がある場合、当該項目の記載を要するものと考えられます。</p>
52	<p>他社株府令第2条の2の2第3号、第8条第3項第1号ハにおいて、「締結されていること」とあるが、元引受契約締結予定だが割当日時点では書面を取り交わしが完了していない場合であっても、本特例の適用対象であるという理解で差し支えないか。</p>	<p>「締結されていること」とは、ライツ・オファリングに係る元引受契約が金融商品取引業者との間で既に締結されていることを求める趣旨であり、締結が予定されているに過ぎない場合は対象とならないと考えられます。これは、改正法第27条の2ただし書は、「当該新株予約権が行使されることが確保されること」を求めているところ、ライツ・オファリングに係る元引受契約が金融商品取引業者との間で締結されていない場合には、「当該新株予約権が行使されることが確保され」ているとはいえないものと考えられるためです。</p>
53	<p>大量保有府令第5条第1項第1号ハでは「締結されていること」とあるが、元引受契約締結予定だが割当日時点では書面の取り交わしが完了していない場合であっても、本特例の適用対象であるという理解で差し支えないか。</p>	
54	<p>他社株府令第2条の2の2第3号、第8条第3項第1号ハ、大量保有府令第5条第1項第1号ハで定める事項のうち、「当該金融商品取引業者との間で締結されていること」の部分は、「当該金融商品取引業者との間で締結されていること又は締結されることが予定されていること」とすべきではないか。</p>	
<p>(引受証券会社の株券等所有(保有)割合の調整)</p>		

55	<p>他社株府令案第7条第1項柱書、大量保有府令案第4条柱書「引受けの場合…にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後」とあるが、「払込期日」は新規発行有価証券の引受けを想定した言葉と思われる。既発行証券の引受けであつて売出しの場合にあたらぬ場合もあると思われるので、「払込期日又は受渡期日」とすべきではないか。</p>	<p>既発行証券の引受けであつて売出しの場合にあたらぬ場合であつても、他社株府令第7条第1項第2号、大量保有府令第4条第2号の「払込期日」に該当するものと考えられます。</p>
56	<p>他社株府令案第7条第1項第2号の「新株予約権証券」には定義府令案第14条の2の証券及び権利を含むことを確認したい。</p>	<p>他社株府令第7条第1項第2号イ及びロは金商法第2条第6項第3号を受けて規定されたものであり、ここでいう「新株予約権証券」には定義府令第14条の2第1項の有価証券が、「新株予約権」には同条第2項の権利が含まれるものと考えられます。</p>
57	<p>市場外における株券等の買付け等は、当該買付け等における株券等所有割合が5%を超える場合、公開買付けによらなければならない（法第27条の2第1項第1号）。ただし、60日間に10名以下という著しく少数の者からの買付けの場合は、「買付け等」から除外される（他社株府令案第6条の2第3項）。したがって、ある株券等を市場外で買った場合、当該取引は、その前後60日間の市場外取引と合計される可能性があり、管理等が必要となる。</p> <p>ライツ・オフリングへコミットした引受人の取得する新株予約権・株券の買付け等の日については、明文の記載がない。</p> <p>コミットの時期（引受契約締結時）、新株予約権を取得した日、新株予約権を取得した日から60日を経過した日（他社株府令案第7条第1項第2号）、新株予約権を行使して株券を取得した日の4つが考えられるが、いずれと考えるべきか。</p> <p>この点、新株予約権を取得した日から60</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフリングにおいて、引受証券会社による引受契約に基づく未行使分の新株予約権の取得に対する公開買付規制の適用については、当該引受証券会社が引受契約に基づき未行使分の新株予約権を取得した後、当該未行使分の新株予約権証券に係る新株予約権を行使することによって取得した株式を処分するのに一定の期間が必要であるという事情を勘案し、当該未行使分の新株予約権を取得した日から起算して60日を経過した日の前日までは株券等所有割合に算入しないこととしております（他社株府令第7条第1項第2号）。したがって、この期間内に処分できなかった株式については、当該未行使分の新株予約権を取得した日から起算して60日を経過した時点をもって、その引受契約に基づく「買付け等」がなされたものと判断されることとなるものと考えられます。</p>

	<p>日を経過した日以外の場合、当該取得日から、新株予約権を取得した日から60日を経過する日までずっと、5%超保有し続けたという扱いとなりかねない。すなわち、この場合、取得日以後の各市場外取引時点から60日遡ってカウントすると思われるところ、それぞれの取得日以後の市場外取引が公開買付規制違反となる可能性を秘めている結果、5%超の予約権が残ったという一事実について、複数の公開買付規制違反取引が発生することとなる。</p> <p>したがって、かかる不都合性を回避するためにも新株予約権を取得した日から60日経過した日を新株予約権・株券の買付け等が行われた日と考えるべきである。</p>	
58	<p>他社株府令案第7条第1項第2号については、新株予約権を取得した日から60日を経過した場合であっても、新たな買付け等を行わない限りは、強制公開買付規制に抵触しないとの理解でよいか。</p> <p>すなわち、金商法第27条の2第1項は株券等につき行う「買付け等」であり、当該買付け等の「後における」株券等所有割合が一定の割合を行う場合について、強制公開買付規制を及ぼすものであるため、新株予約権を取得した日から60日を経過した時点で株券等所有割合が一定の比率を超える場合であっても、新たな「買付け等」を行わない限りは、同項に違反することはないという理解でよいか。</p> <p>なお、同府令案第7条第1項第2号の適用を受ける改正法第2条第6項第3号により取得した株券等が、同府令案第7条第1項第2号イ又はロで定める以後もやむを得ず継続して所有した場合に公開買付規制の適用を受けるのであれば、その場合における金商</p>	<p>上記のとおり、コミットメント型ライツ・オファリングにおける引受証券会社による引受契約に基づく未行使分の新株予約権の取得に対する公開買付規制の適用については、当該未行使分の新株予約権を取得した日から起算して60日を経過した時点をもって、当該時点で売れ残っている株式につき引受契約に基づく「買付け等」がなされたものと判断されることとなるものと考えられます。</p> <p>したがって、この時点における株券等所有割合の値によっては、新たな買付け等の有無にかかわらず、直ちに公開買付規制に違反することとなるものと考えられます。</p>

	<p>法施行令第6条の2第3項の当該買付等を行う日は、同府令案第7条第1項第2号イ又はロで定める期間を経過した日という理解で良いか。</p>	
59	<p>引受証券会社が、引受けにより取得した新株予約権又はその行使により取得した株式を、新株予約権の取得日から60日を超えて所有している場合、そのことのみをもって事後的に又はその時点で公開買付規制違反となることはないとの理解でよいか。公開買付けへの該当性は、「買付け等」の直後における株券等所有割合をもって判断されるものと解されているため、将来（新株予約権の取得から60日経過後）の株券等所有割合をもって、過去（新株予約権の取得時）の「買付け等」が遡及的に公開買付規制違反になることはないものと解される。</p>	
60	<p>引受証券会社が新株予約権を取得してから60日間経過後の株券等所有割合が5%を超えていたケースにおいては、引け値VWAPなど、顧客のニーズに応じるための自己売買も過度に制限されることになりかねないことから、過去60日間に遡って相対取引（取得）の相手方の人数10名のカウントを行う必要のないようにしていただきたい。</p>	<p>上記のとおり、コミットメント型ライツ・オファリングにおける引受人の公開買付規制の適否については、当該未行使分の新株予約権を取得した日から60日を経過した日の株券等所有割合に基づき判断されることが適当と考えられ、当該60日を経過した日において、前60日間に取引所金融商品市場外で買付け等を行った者を考慮しないことは、適当ではないと考えられます。</p>
61	<p>他社株府令案第7条第1項第2号においては、コミットメントを行った証券会社が所有する株券等について、新株予約権の取得日から60日後まで株券等所有割合の対象から除外する旨が規定されているが、同号による株券等所有割合からの除外を、引受証券会社が未行使分の新株予約権を発行体から取得・行使した場合のみでなく、引受証券会社の海外関連会社が引受証券会社から株券等</p>	<p>上記のとおり、コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、引受人が引受契約に基づき取得する未行使分の新株予約権証券を株券等所有割合から60日間除外する趣旨は、引受人が当該未行使分の新株予約権証券を処分するには一定の期間が必要であると考えられることにあります。この趣旨に照らせば、未行使分の新株予約権証券の処分には</p>

<p>を取得した場合についても適用されるようにしていただきたい。</p> <p>引受証券会社が未行使分の新株予約権に係る株式を海外にて販売する場合、かかる株式を、グループ内の海外関連会社に譲渡した上で、海外の機関投資家に対して販売することが必要となる場合が想定される（自己資本規制との関係で、大量の株式を自己のブックで保有することができず、海外関連会社にブックしなければならない場合もある）。この場合、かかる海外関連会社による引受証券会社からの買付けについては、多くの場合、グループ内取引として、強制公開買付規制の適用が除外されるものの（金商法第27条の2第1項ただし書、金商法施行令第6条の2第1項第5号及び第6号）、一定の海外関連会社（例えば、曾祖父母会社の子会社、姪・甥会社の子会社など）については、そのような適用除外が該当しない。</p> <p>しかし、同号の趣旨は、近い将来に処分が予定される取得については、強制公開買付規制を及ぼすことが必ずしも適切ではないことから、株券等所有割合から除外する点にあると考えられるところ、引受証券会社が海外関連会社を通じて処分する場合についても、同様の趣旨が当てはまる。したがって、この場合の海外関連会社による取得についても、株券等所有割合から除外されるべきであり、強制公開買付規制を及ぼすことは妥当ではない。かかる取得について強制公開買付規制が適用されるとすれば、未行使分の新株予約権にかかる株券等の適切な処分が、著しく阻害されることとなり、かかる処分が確保されない限り、引受証券会社のライツ・オフリングへの参加が阻害され、その結果、発行者としても、ライツ・オフリングにおける適</p>	<p>様々な方法が考えられるところ、株券等所有割合の算定上、引受人ではない者が取得する新株予約権証券の処分に係る期間に一定の除外期間を設けることは適当ではないと考えられます。</p>
--	---

	切な投資家への配分が阻害されることとなる。	
62	引受証券会社が引受けにより取得した新株予約権等が株券等保有割合の算定から除外される期間につき、新株予約権の取得日から5営業日とされているが、60日とすべきはないか。	大量保有報告規制の適用については、引受人が引受契約に基づき取得する場合であっても、同規制の趣旨に照らし、大量保有者の情報を可能な限り速やかに開示することが望ましいと考えられることから、適切な期間内（新株予約権の取得日から5営業日）に投資者に対する情報提供がなされることが必要と考えられます。
(特別関係者等へ新株予約権等を譲渡する場合における公開買付規制の適用)		
63	他社株府令案第2条の3第1項、第2条の4第2項及び第3条第1項の各括弧書きについては、ライツ・オファリングの場合における発行者による自己新株予約権の処分に限らず、発行者による自己新株予約権の処分一般に適用があるように読めるが、前者（ライツ・オファリングの場合における発行者による自己新株予約権の処分）に限定すべきではないか。	特別関係者による発行者の自己新株予約権の取得に公開買付規制を適用する趣旨は、コミットメント型ライツ・オファリングの場合において特別関係者である大株主が発行者とコミットメントを行った場合のみならず、一般に発行者が自己新株予約権を大株主に譲渡する場合においても、グループの持株比率が高まることにより会社支配権等に影響を及ぼし得るため、そのような取得に対して公開買付規制を適用することにあります。そのため、特別関係者による発行者の自己新株予約権の取得について、公開買付規制を適用することとしています。
(短期大量譲渡における大量保有報告書の記載事項の簡素化)		
64	短期大量譲渡の譲渡の相手方の開示は新株予約権を行使し取得した株券が売出しに該当する場合にのみ例外適用（1%以上の譲渡の相手方の開示）されているが、大量保有府令案第二号様式記載上の注意hについては、「売出し」のみならず、ブロックトレードによる相対取引の場合も適用されるようにしていただきたい。	御意見を踏まえ、売出し以外の方法による譲渡の場合でも、譲渡の割合が100分の1未満であるものについては、個別の譲渡の相手方等の記載を要しないこととする修正をいたします。

	<p>大口の投資家へのブロックトレードによる売却は、極めて有効な募残の解消方法であるところ、この場合についてまで譲渡の相手方の氏名・数量・単価等を個別に記載しなければならないとすれば、かかる売却の実行に対して重大な支障が生じることとなり、これにより募残の解消方法に制約が生じるとすれば、結局、引受証券会社のライツ・オフリングへの参加が阻害され、その結果、発行体としても、ライツ・オフリングにおける適切な投資家への配分が阻害されることとなる。</p>	
65	<p>大量保有府令案第二号様式記載上の注意(5)hでは、「売出しによって譲渡した場合においては」と規定されているが、「売出しによって譲渡する場合」に限定すべきではないのではないか。</p>	
66	<p>取得した株券を売出しにより譲渡する場合のみならず、金商法施行令第1条の7の3項各号(特に第4号又は第8号)の取引により譲渡する場合も個別開示の対象から除外すべきである。</p>	
67	<p>大量保有府令案第二号様式記載上の注意(5)dに掲げる割合が1%以上となる譲受人について個別開示を求めるべきではない。</p>	<p>大量保有報告制度において、特に短期大量譲渡について譲渡の相手方等の情報開示を求める趣旨は、いわゆる肩代わりが行われたかどうかを一般投資者が判断できるようにすることにあり、ライツ・オフリングにおいて引受人が引受けにより取得した株券等を処分する場合であっても、一定規模以上の譲渡については、その相手方等の情報が開示されることが適当であると考えられます。</p>
68	<p>大量保有府令案第二号様式記載上の注意(5)hでは、100分の1以上となる譲渡の相手方がいる場合には、当該譲渡について個別に記載するとされているが、当該規定を削</p>	<p>大量保有報告制度において、特に短期大量譲渡について譲渡の相手方等の情報開示を求める趣旨は、いわゆる肩代わりが行われたかどうかを一般投資者が</p>

	<p>除し、この場合であっても、譲渡先の開示を不要とするか、少なくともより高い割合とすべきである。</p>	<p>判断できるようにすることにあり、ライツ・オファリングにおいて引受人が引受けにより取得した株券等を処分する場合であっても、一定規模以上の譲渡については、その相手方等の情報を開示することが適当であると考えられます。</p>
69	<p>コミットメント型ライツ・オファリングにおいて引受人が引受けにより取得した未行使分の新株予約権を行使したことにより取得した株式の売出しを行うことが短期大量譲渡に該当する場合における大量保有報告書の「当該株券等の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)」の記載について、大量保有府令案第二号様式の記載上の注意(5)hにより「譲渡の相手方」欄の記載の簡易化が図られているが、引受人が引受けにより取得した新株予約権を行使したことにより取得した株式の全部又は一部の売出しを日本国外で行う場合においても、当該記載上の注意に従って「譲渡の相手方」欄を記載すれば足りるという理解でよいか。</p>	<p>日本国外において非居住者に対して売り付ける場合などの、売出し以外の方法で譲渡を行う場合についても、譲渡の割合が100分の1未満であるものについては、個別の譲渡の相手方等の記載を要しないこととする修正をいたします。</p>
70	<p>大量保有府令案第二号様式記載上の注意(5)hの「売出し」には、海外で行われる「売出し」も含まれるという理解でよいか。</p> <p>海外における売出しであっても、国内における売出し同様、極めて有効な募残の解消方法であるところ、譲渡の相手方の氏名・数量・単価等を個別に記載しなければならないとすれば、かかる売却の実行に対して重大な支障が生じる。この点は、国内で行われる売出しか、海外で行われる売出しかによって異なるものではない。したがって、海外における「売出し」であっても、同hの要件を満たすと考えているが、当該理解でよいか。</p>	
71	<p>大量保有府令案第二号様式記載上の注意</p>	<p>御理解のとおり、短期大量譲渡について</p>

	<p>(5) hでは、①売出しによる全ての譲渡を一の譲渡とみなして記載し、また、②100分の1以上となる譲渡の相手方がいる場合には、当該譲渡について個別に記載するとされているが、これは、100分の1以上となる譲渡の相手方がいる場合には、①の「一の譲渡」からは除外し、②として個別に記載するという趣旨でよいか。</p>	<p>て、その割合が100分の1以上となる相手方への譲渡については、第二号様式記載上の注意(5) hに該当しないため、一の譲渡から除外し、当該譲渡に関する個別の記載が必要と考えられます。御意見を踏まえ、かかる趣旨が明確となるよう規定を修正いたします。</p>
▼証券会社に対する規制・インサイダー取引規制の整備		
72	<p>金商法施行令第15条の所有者から金融商品取引業者及び登録金融機関を除くのはいわゆる下引受人を「幹事会社」から除外する趣旨と思われるが、その理解でよいか。</p> <p>文言上はそれにとどまらず、売出しが行われる場合であって金融商品取引業者又は登録金融機関が売出人であるときはおよそ「幹事会社」が存在し得ないかのようにも読める。そのように解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりと考えられます。</p>
73	<p>「内閣府令(案)の概要」によれば、定義府令第14条の2及び開示府令第14条の2の2はライツ・オファリングに係る制度整備を目的とした改正と説明されているが、その対象に新株予約権付社債券や外国証券まで含まれている。しかし、同じくライツ・オファリングに係る制度整備を目的としている金商法第13条第1項ただし書や開示府令第3条第5号では、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てのみが規制緩和の対象とされている。定義府令第14条の2及び開示府令第14条の2の2はこれら既存の条項と整合せず、ライツ・オファリングに係る制度整備という目的を上回る過剰な規制を課すおそれがあると思われるので、対象を会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てに係る新株予約権に絞ってはどうか。</p>	<p>投資者保護及び資本市場の健全性確保等を図る観点から、証券会社等有価証券の募残リスクを負担する残額引受けと類似性を有するスキームにおける証券会社等の行為については、有価証券の引受けに係る規制を適用する必要があるため、御意見のような修正を行うことは適当でないと考えられます。</p>
74	<p>金融商品取引業者が、新株予約権の行使の</p>	<p>新株予約権の行使の勧誘自体は金融</p>

	<p>勧誘を行うに当たり、プレスリリースやQ & A等の発行者が作成した資料を使用する場合、これらの資料は金商法上の広告等規制の対象になるという理解で差し支えないか。</p>	<p>商品取引業に該当しません。ただし、新株予約権証券の市場での売却に係る案内など、金融商品取引業の内容と一体で行われる場合には広告等規制の対象となり得ます。</p>
75	<p>「新株予約権証券を取得した者」（金商業等府令案第117条第1項第33号）とは、発行会社から割当日に新株予約権無償割当てを受けた者に限るのか、これに加え、新株予約権の割当て後に、金融商品取引市場内外で新株予約権を取得した者を含むのか。</p>	<p>新株予約権無償割当てを受けた者に限定されるものではなく、新株予約権証券を取得した者の全てが対象となります。</p>
76	<p>「引受け」（金商業等府令案第117条第1項第33号）とは、「元引受け」に限らないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
77	<p>コミットメント型ライツ・オフリングに関し、金商業等府令案第150条第4号が適用され、登録金融機関が顧客に「その旨」の説明を要する時点はいつと考えればよいか。言い換えると、コミットメント型ライツ・オフリングにおける登録金融機関の「有価証券の売買の媒介又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」とはどの時点を指すのか。</p> <p>実務上説明することが不可能である発行者による新株予約権の無償割当ての時点でも、新株予約権者が新株予約権を行使する時点でもなく、コミットメントを行った金融商品取引業者が自分自身で新株予約権を行使し保有することとなった株式の購入を登録金融機関を通じ投資者に勧誘する時点と考えてよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、御質問のような場合においては、基本的には、登録金融機関が、コミットメントを行った委託金融商品取引業者が取得する新株予約権証券又は当該委託金融商品取引業者が新株予約権の行使により取得する株券の売付けの勧誘等を行うときに、説明が求められるものと考えられます。</p>
78	<p>コミットメント型ライツ・オフリングに関し、金商業等府令案第153条第1項第3号が適用され、金融商品取引業者が顧客又は登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に「そ</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、御質問のような場合においては、基本的には、コミットメントを行った金融商品取引業</p>

<p>の旨」の説明を要する時点はいつと考えればよいか。言い換えると、コミットメント型ライツ・オファリングにおける金融商品取引業者が「当該有価証券を売却」する時点若しくは金融商品取引業者が登録金融機関又は金融商品仲介業者に「有価証券の売買の媒介又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」を行わせる時点とはどの時点を指すのか。</p> <p>実務上説明することが不可能である発行者による新株予約権の無償割当ての時点でも、新株予約権者が新株予約権を行使する時点でもなく、コミットメントを行った金融商品取引業者が自分自身で新株予約権を行使し保有することとなった株式の購入を投資者に対し勧誘する時点、又は登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に行使後の株式の購入を投資者に対し勧誘させる時点と考えてよいか。</p> <p>なお、コミットメントを行った金融商品取引業者が新株予約権の行使により取得した有価証券（株券）を顧客に売却した際、その手取金が発行者の債務の弁済に充てられることは、ケースとして起こりえないのではないか。</p>	<p>者が、取得する新株予約権証券若しくは新株予約権の行使により取得する株券を顧客に売却し、又は登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に当該新株予約権証券若しくは当該株券の売付けの勧誘等を行わせるときに、説明が求められるものと考えられます。</p> <p>なお、金商業等府令第153条第1項第3号の手取金としては、御質問にあるような顧客への売却代金ではなく、例えば、新株予約権の行使に際して払い込まれる金銭やコミットメントを行った金融商品取引業者への新株予約権証券の売却代金が該当し、これらが発行者の債務の弁済に充てられることはあり得るものと考えられます。</p>
<p>79 金商業等府令案第153条第1項第3号の親法人等・子法人等に対する借入金弁済の説明に関し、引受証券会社による行使株券の転売をする場合も含まれることとなるが、当該ポジションの転売は、当該ポジションの残が残っている限り、説明を要するという事か。また、相対による転売、トストネット等の立会外取引による転売、いずれの場合も説明を要するのか。</p> <p>上記解釈のとおり説明を要する場合であ</p>	<p>新株予約権の行使により取得する株券を顧客に転売する場合の説明の要否については、御理解のとおりと考えられます。</p> <p>なお、金商業等府令第153条第1項第3号の手取金としては、御質問にあるような顧客への売却代金ではなく、例えば、新株予約権の行使に際して払い込まれる金銭やコミットメントを行った金融商品取引業者への新株予約権証券の</p>

	<p>っても、当該行使株券と別の自己ポジションで同一銘柄のポジション残を有する場合(当該自己ポジション(ブック)には行使株券は含まれないと仮定。更に行使株券に関しては他のポジションと混同しないような区分管理措置を講じることを前提。)、当該自己ポジションを相対又はトストネット等の立会外取引により転売する場合は説明不要と理解しているがその理解でよいか。</p> <p>なお、コミットメントを行った金融商品取引業者が新株予約権の行使により取得した有価証券(株券)を顧客に売却した際、その手取金が発行者の債務の弁済に充てられることは、ケースとして起こりえないのではないか。</p>	<p>売却代金が該当し、これらが発行者の債務の弁済に充てられることはあり得るものと考えられます。</p>
80	<p>金商業等府令案第 153 条第 1 項第 6 号の 6 ヶ月親子販売規制の趣旨は「募残等を親法人等が買い取ることで、本来証券会社が負うべきリスクを親法人等へ転嫁し、安易な引受けが行われ、市場での価格形成を歪めること」を防ぐことにあると理解しており、現行、ブックビルディング方式による場合等が適用除外となっている。ライツ・オフアリングの場合も通常価格形成を歪めることは考え難いため、適用除外に追加してほしい。</p> <p>具体的には、ライツ・オフアリングにおける行使株券の転売に際しては、通常、売出しに該当しない取引の一つとして規定されるブロックトレード取引(金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 4 号。「公正な価格形成及び流通の円滑化を図るために行うものであって、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行うもの」として行うことが想定されるところ、この場合には価格の適正性は担保されるといえる。また、トストネッ</p>	<p>御指摘のブックビルディング方式による場合については、転売価格の公正性ではなく、募集価格等の公正性が確保されていると考えられるものが適用除外とされているものです。</p> <p>一方、御意見にあるようなブロックトレード取引やトストネット等の立会外取引による場合については、仮に転売価格の適正性・公正性が担保されているとしても、権利行使価格等の公正性が確保されたものであるか否かが明らかではないため、適用除外として認めることは適当でないと考えられます。</p>

	<p>ト等の立会外取引の場合は、取引所の規則に基づき一定の価格の範囲内でしか取引を行うことができず、価格の公正性は担保されている。</p> <p>したがって、金商法施行令第1条の7の3第4号に該当する場合や、トストネット等の立会外取引の場合は6ヶ月親子販売規制の適用除外取引として認めてほしい。</p>	
81	<p>本規制(金商業等府令第153条第1項第5号・第6号)の対象となる有価証券は「新株予約権を行使することにより取得する有価証券」なので、新株予約権証券の売却は、本規制の対象外であるという理解で差し支えないか。</p>	<p>今般の改正により御質問の規制の対象となる有価証券については、御理解のとおりと考えられます。</p>
82	<p>新株予約権の割当てを受けた株主が権利行使を行った際に、他の新株予約権者の行使状況によっては一時的に保有議決権比率が10%以上となり主要株主に該当するケースも想定される。ライツ・オファリングにおいては、新株予約権を市場で売却又は買い付けない限り株主の保有比率に変動は生じないため、当該株主は行使期間満了日時点において主要株主に該当しなくなる。</p> <p>例えば、取引規制府令第24条において、行使期間満了日までの間においては、割当てにより取得した新株予約権の行使に係る議決権を保有割合から除外することはできないか。</p>	<p>コミットメント型ライツ・オファリングについては、新株予約権に係る権利行使期間が相当の期間となることが想定されること等を踏まえると、一時的にでも議決権比率が10%以上となった場合には、主要株主として位置付けることが適当と考えられます。</p>
83	<p>コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、引受人が引受けにより取得した未行使分の新株予約権を行使したことにより発行会社の株式を取得した場合には、当該取得した株式は、取引規制府令第24条第2号の「有価証券関連業・・・を行う者が有価証券の引受け(法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいう。)・・・を行う業</p>	<p>御理解のとおりと考えられます。</p> <p>なお、保有している議決権から除かれる期間について、制限は設けられておりません。</p>

	務により取得した株式」に該当するとの理解でよいか。	
84	<p>証券会社が引き受けた新株予約権を行使することにより取得した株式は、「有価証券の引受け・・・を行う業務により取得した株式」（金商法第 163 条・取引規制府令第 24 条第 2 号）に該当し、当該株式については「主要株主」における議決権に換算しないでの理解でよいか。（また、当該理解で正しい場合、TOB 規制、大量保有報告規制と異なり期間制限はないため、当該株式については一切換算しないでの取扱いでよいか。）</p> <p>もし、合算するのであれば、利益返還規定（金商法第 164 条）やインサイダー取引規制（主要株主の異動）が生じることとなり、実質的に行使株券を転売できない可能性が生じる。</p>	
85	「公表の措置に準じて公開され」（取引規制府令第 59 条第 1 項第 13 号）とは、どのような場合を想定しているのか。また、「公衆の縦覧に供された」とは、ライツ・オフアリングに関し当該計画が記載された有価証券届出書が提出されたときとの理解でよいか。	「法第 166 条（第 167 条）第 4 項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された」（取引規制府令第 59 条第 1 項第 13 号・第 63 条第 1 項第 13 号）とは、①金商法施行令第 30 条第 1 項第 1 号の規定に準じ、2 以上の報道機関に対して公開されたこと（12 時間の経過は不要）、又は②金商法第 166 条（第 167 条）第 4 項若しくは金商法施行令第 30 条第 1 項第 2 号・第 3 号の規定に準じ、公衆の縦覧に供されたことを指すものと考えられます。
86	「法第 166 条第 4 項に定める公表の措置に準じ」（取引規制府令第 59 条第 1 項第 13 号・第 63 条第 1 項第 13 号）とは具体的にはどのような公表措置が必要なのか。取引規制府令第 59 条第 1 項第 12 号等における「令第 30 条に定める公表の措置に準じ」とは別の概念なのか。	<p>なお、有価証券届出書については、正確には、提出されたのみでは足りず、金商法第 25 条第 1 項の規定により公衆の縦覧に供されたことが必要となります。</p> <p>また、上記①の措置は、「令第 30 条に定める公表の措置に準じ公開された」</p>

		(取引規制府令第59条第1項第12号・第63条第1項第12号)と同様のものと考えられます。
87	<p>今回追加された取引規制府令第59条第1項第13号口及び第63条第1項第13号口の規定は、インサイダー取引の適用除外の規定として、「発行会社」が新株予約権の売付けをする場合を規定しているが、文言上かかる規定には発行会社の取引の相手方である引受人は含まれない。コミットメント型ライセンス・オフリングにおける引受人が発行会社から未行使分の新株予約権を譲り受ける行為については、引受人が発行会社との間で締結する引受契約(コミットメント契約)が、取引規制府令第59条第1項第1号及び第63条第1項第1号(いわゆる知る前契約)に該当すると考えることにより、インサイダー取引の適用除外となるとの理解でよいか。</p>	<p>取引規制府令第59条第1項第13号及び第63条第1項第13号は、発行者にのみ適用されます。</p> <p>なお、株主が権利行使しなかった新株予約権証券を発行者が取得条項により取得する場合において、特別の意思表示等を行わない当該株主については、基本的に、インサイダー取引規制の適用はないものと考えられます。</p> <p>また、当該発行者が取得した新株予約権証券を金商法第28条第7項第3号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に売り付ける場合における当該金融商品取引業者の行為については、インサイダー取引規制の適用除外(取引規制府令第59条第1項第1号・第63条第1項第1号)の対象となり得るものと考えられます。</p>
88	<p>取引規制府令第59条第1項第13号口は、未行使の新株予約権を取得した発行体が、引受証券会社に新株予約権を売却する場合に、発行体に対してのみ適用されるのではなく、引受証券会社に対しても適用されるとの理解でよいか。</p> <p>ライセンス・オフリングの円滑な実行の観点からは、重要事実を知る前に発行会社と引受証券会社との間において元引受契約が締結されている場合には、発行体による売却のみならず、引受証券会社による新株予約権の取得に対してもインサイダー取引規制を除外すべきところ、本号による除外規定については、発行体にのみ適用されるようにも読めるため、適用範囲を明らかにされたい。また、仮に本号口が引受証券会社に適用されないとしても、引受証券会社は、同項第1号に基づき、重要事実を知る前に締結された契約の</p>	

	履行として売買等をする場合として、インサイダー取引規制の適用が除外されるとの理解でよいか。	
89	<p>取引規制府令案第63条第1項第13号の適用対象者を当該発行者に加え、イ、ロに掲げる取引の相手方にも適用するよう修正してほしい。</p> <p>本号では、発行会社が金商法第167条に定める未公表のインサイダー情報を知った場合であっても、新株予約権の取得条項による取得及び引受契約に基づく引受金商業者への新株予約権処分譲渡を行えるよう手当てされている。しかしながら、金商法第167条に係るインサイダー情報は、発行会社が知らず、本号イ、ロにおける取引の相手方のみが知っている場合も想定しうるところである。この場合であっても、当該インサイダー情報を知ったものがイ、ロに定める取引を行うとすることが、当該改正の趣旨に沿うものとする。</p>	
▼その他		
90	<p>銀行法16条の3（銀行等による議決権の取得等の制限）、同法52条の2（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）及び同法52条の9（銀行主要株主に係る許可等）等、保険業法107条（保険会社等による議決権の取得等の制限）、同法271条の3（保険会社等の議決権保有に係る届出書の提出）及び同法271条の10（保険主要株主に係る許認可等）等、並びに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律10条（会社の株式保有の制限、届出義務）及び同法11条（金融会社の株式保有の制限）等についても、「主要株主の異動」と臨時報告書の提出に関する議論（開示府令19条2項4号、開示ガイドライン24の5-19関連。）と同様の理由から、適切な手当てをし</p>	<p>コミットメント型ライツ・オフリングについては、当該株主に割り当てられた新株予約権の割当分に限り権利を行使する場合、行使期間満了後における当該株主の議決権保有割合は、コミットメント型ライツ・オフリングが行われる前の議決権保有割合から変動は生じないものとされています。</p> <p>株主に割り当てられた新株予約権の行使状況によっては、行使期間中に、銀行等による議決権の取得等の制限（銀行法第16条の2）、銀行議決権大量保有者（第52条の2の11）、銀行主要株主（第52条の9）の規定において届出や認可等が必要とされる議決権を超える状況が</p>

	<p>て頂きたい。</p>	<p>一時的に発生し得ますが、①議決権の異動が頻繁に発生することが考えられること、②行使期間満了後には超過状況が解消されることに鑑みれば、割当分に限り行使した場合に発生する超過に係る届出、認可等は不要であると考えます。</p> <p>また、割り当てられた新株予約権の行使を行わず、これを市場で売却した場合には、行使期間満了後における議決権保有割合が減少するものと考えられることから、議決権保有割合の減少に伴う届出等は、その事実が発生したときから遅滞なく行う必要があると考えます。</p> <p>この場合のほか、新株予約権の割当分以外の議決権の取得又は処分により行使期間中に保有する議決権の数の増加・減少が発生した場合にも、当該増加・減少による必要な届出等を遅滞なく行う必要があると考えますが、その際の議決権保有割合の計算については行使期間満了後における総株主等の議決権の数に基づき行うことが考えられます。</p> <p>保険業法においても、銀行法と同様に取り扱うものと考えます。</p>
<p>●英文開示の範囲拡大</p>		
<p>▼外国会社届出書等の提出</p>		
<p>91</p>	<p>開示府令案第9条の6第1項によって求められる金融庁長官の承認は、どのような方法で求めるべきなのか。例えば、当該外国会社が本国で公衆縦覧に供しているアニュアル・レポートが金商法第5条第6項第2号に規定する書類に該当するとして、外国会社届出書を提出することの承認を要請する場合、原則として、当該アニュアル・レポートのみを参照用に見せれば良いのか。それとも、当該アニュアル・レポートの公衆縦覧の根拠と</p>	<p>外国会社届出書を提出しようとする場合には、まず、その提出先である関東財務局にご相談ください。関東財務局では、当該外国会社が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することが、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合に該当するかどうかについて検討を行うこととなります。その際、外国において公衆の縦覧に供されていることが分かる根拠法令等</p>

	なる法令(取引所規則)の説明も必要なのか。添付書類となる要約文、不記載事項を記載した書面、若しくは、対照表も必要となるのか。	についてお聞きすることが考えられます。
92	外国会社届出書をE D I N E T上で提出する場合、英文の書類及び補足書類の提出方法は、添付書類同様にP D Fファイルでの提出が認められるという理解でよいか。	外国会社届出書の提出については、基本的にはH T M Lファイルでの提出が必要ですが、外国において開示されている書類及び補足書類については、P D Fファイルでの提出が可能です。詳細は、E D I N E Tホームページで、「提出書類ファイル仕様書」の第1章1-1-3、第2章3-1及び第2章4-1を参照してください。
93	開示府令案第9条の6第1項中の「外国」とは、必ずしも外国会社の本国でなくとも良いとの理解でよいか。すなわち、外国会社が、その本国以外の外国において英文での開示を行っている場合に、かかる本国以外の外国での英文の開示書類を、金商法第5条6項2号の書面として提出することは認められ得るとの理解でよいか。	外国会社の本国以外の外国であっても、開示書類がその外国の法令等に基づいてその外国において公衆の縦覧に供されている場合には、金商法第5条第6項第2号に規定する「外国において開示」に該当することになります。したがって、これに該当する英語で記載された参照書類等は、同号に掲げる書類に該当するものと考えられます。
94	開示府令案第9条の7第2項第1号ハ及び第七号の三様式記載上の注意(3)は、法定の項目(開示府令案17条の3第2項各号)以外のものの、日本語での記載を求めているが、どのようなものを想定しているのか。「提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める」と判断権を提出者に委ねているが、これにより逆にリスクを嫌う提出者が英文開示を回避する結果につながる可能性が非常に高いので、削除すべきと考える。	外国会社が有価証券の募集又は売出しを行う場合、外国会社は、投資者がより合理的な投資判断を行うことができるよう、投資者の属性等に照らし、「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」及び「事業等のリスク」以外の外国会社届出書の記載事項についても日本語による要約が必要であると判断することが考えられます。このため、「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」及び「事業等のリスク」以外の外国会社届出書の記載事項で、当該外国会社が公益又は投資者保護のために必要かつ適当なものと認めるものについては、日本語による要約の対象とすることにしました。

95	<p>社債や債券の募集・売出しのための外国会社届出書において、株式等の状況（開示府令第七号様式 第二部第5 1）の記載を要求する必要はないと思われる。実際、本国でのミディアム・ターム・ノート・プログラムの基本目論見書や、本国におけるボンド・オフアリングのための目論見書では該当する記載がほとんどない。そのため、不記載事項として、開示府令案第9条の7第4項第1号により記載を求められる項目から除外されることを希望する。</p>	<p>開示書類の英文開示は、内閣府令に定める様式に従い日本語により記載された開示書類の提出に代えて、当該開示書類に記載すべき事項が英語により記載され、外国で開示されているものの提出を認めるものです。したがって、有価証券届出書の情報と外国会社届出書及び補足書類の情報は基本的に同じであり、投資者保護の観点から、外国会社届出書から「株式等の状況」を除外することは適当ではないと考えられます。</p>
96	<p>開示府令案第9条の7第4項第2号で規定される対照表は英語でも日本語でも、又は両方が混在していても許されるものとの理解でよいか。</p>	<p>開示府令第9条の7第4項第2号に規定する「対照表」は、有価証券届出書の様式で定められている記載すべき事項と外国会社届出書の記載事項を対応させることにより、有価証券届出書に記載すべき事項が外国会社届出書のどこに記載されているかを示すものです。したがって、対照表は日本語で作成し、外国会社届出書の記載事項を示す項目等については英語になるものと考えられます。</p>
97	<p>発行者が国際機関・政府関係機関等の場合の「経理の状況」の要約の日本語による翻訳文について、外国会社の場合の「主要な経営指標等の推移」の要約の日本語による翻訳文作成と同程度のものが認められるよう要望する。</p>	<p>外国会社については、投資情報として重要であると考えられる財政状態・経営成績に関する情報を投資者が端的に把握することを可能とする観点から、有価証券届出書（開示府令第七号様式）の記載事項である「主要な経営指標等の推移」の要約の日本語による翻訳文を求めることとしたものです。一方、外国債等の発行者である国際機関・政府関係機関等については、有価証券届出書（外国債等開示府令第二号様式）において「主要な経営指標等の推移」は記載事項ではないため、記載事項である「経理の状況」の要約の日本語による翻訳文を求める</p>

		<p>こととしたものです。「経理の状況」の要約に当たっては、投資者が国際機関・政府関係機関等の財政状態・経営成績に関する情報を端的に把握することができるように要約することが考えられます。</p>
98	<p>外国会社届出書においては、開示府令案第9条の7第2項により、「事業等のリスク」に相当する事項の要約の日本語による翻訳文が求められている。一方で、外国会社報告書提出会社が、同案第七号の三様式によって有価証券届出書を提出する場合、「第三部 参照情報」において、「外国会社報告書に記載された『事業等のリスク』」に変更が生じた場合にはその内容を記載するように記載上の注意によって求められている。したがって、英文で記載されている事業等のリスクに相当する事項で、要約した日本語訳には含まれてない事項について変更が生じた場合、「第三部 参照情報」に変更内容を記載する必要があるが、その場合は英文のまま記載することは可能との理解でよいか。</p>	<p>開示府令第七号の三様式による参照方式の有価証券届出書の参照書類である外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」に相当する事項に変更等が生じた場合には、当該情報をその有価証券届出書に別途記載することとされています。この有価証券届出書は、開示府令第七号の三様式による有価証券届出書であるため、記載する当該情報は日本語により記載する必要があります。</p>
99	<p>開示府令案9条の7第2項2号ハに定める事項のうち、『「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報』及び』の部分を削除するべきではないか。</p> <p>第七号の五様式（改正案）記載上の注意（2）によれば、第七号の四様式のうち第二部「組織再編成（公開買付け）に関する情報」は、証券情報として外国会社届出書の表紙に日本語にて（全文）記載するものとされている。</p> <p>よって、当該情報の要約の日本語による翻訳文の任意による提出を認める必要はないものと考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、開示府令第9条の7第2項第2号ハから「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」を削除します。</p>
<p>▼外国会社臨時報告書の提出</p>		

100	<p>有価証券報告書及び半期報告書を日本語で提出している外国会社であっても、「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には臨時報告書ではなく外国会社臨時報告書を提出することが認められるとの理解でよいか（例えば、迅速な開示が求められる臨時報告書提出事由については、外国会社臨時報告書によって英文で開示する、ということが考えられる）。</p>	<p>有価証券報告書等を日本語で提出している外国会社については、金融商品取引法に基づく情報開示を日本語で行うと考える投資人もいるものと考えられますから、臨時報告書のみをいきなり英語で提出することは、公益又は投資者保護に欠ける場合もあると考えられます。したがって、外国会社臨時報告書については、既に外国会社報告書等を提出している外国会社に限り提出することが適切であると考えられます。</p>
101	<p>開示府令案第 19 条の 2 の 2 第 1 項によって求められる金融庁長官の承認は、どのような方法で求めるべきか。承認を申請する場合には、提出前の外国会社臨時報告書のドラフトを確認してもらうことになるのか。また、提出理由が日本語で記載されていること以外に考慮される要素はあるか。</p>	<p>外国会社臨時報告書を提出しようとする場合には、まず、その提出先である関東財務局にご相談ください。外国会社臨時報告書の提出は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載され、かつ、報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合に認められますが、例えば、その外国会社が、有価証券報告書に代えて外国会社報告書を提出しているか否かについても検討要素であると考えられます。</p>
102	<p>開示府令案 19 条の 2 の 2 第 1 項について、「臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されていることその他報告書提出外国会社が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」とされているが、後段についてどのような要素が判断の基準となるのが、具体的に示してほしい。かかる要件は外国会社報告書に関する提出要件とは異なるのかも明示してほしい。</p> <p>また、外国会社臨時報告書の提出は、提出</p>	<p>外国会社臨時報告書は、外国会社報告書等と異なり、外国において開示が行われている書類を提出するものではないため、提出要件は異なります。ただし、外国会社が英文開示を行う場合には、その外国の開示基準が我が国の開示基準に照らして公益又は投資者保護に欠けることがないか等について検討することになり、基本的な枠組みは変わらないものと考えられます。</p> <p>また、外国会社臨時報告書については、既に外国会社報告書等を提出してい</p>

	者が外国会社報告書を提出していることを前提とするのかどうかについても教えてほしい。	る外国会社に限り提出することが適切であると考えられます。
103	開示府令案 19 条の 2 の 2 第 1 項の「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」について、金融庁長官の事前の判断を求める趣旨か。そうだとすると、臨時報告書提出要件である「遅滞なく」提出すべきという要件を満たさなくなってしまうのではないかが懸念されるが、この点についての金融庁の考えを確認したい。	外国会社臨時報告書は外国会社報告書等を提出している報告書提出外国会社が提出するものであり、その報告書提出外国会社が英文開示を行うことについては、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められることから、基本的には、外国会社臨時報告書の提出の都度、金融庁長官が事前判断を行うことはないと考えられます。ただし、外国会社臨時報告書の提出の際は、提出会社が外国会社報告書提出会社であるか等について確認する必要があるため、関東財務局にご連絡ください。
104	開示府令案 19 条の 2 の 2 第 1 項の「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」について、開示府令第 19 条 2 項各号等の提出理由ごとの金融庁長官の判断が必要となるかについて確認したい。	
▼添付書類		
105	開示府令第 10 条第 1 項第 8 号ハの「第 4 号ロからトまでに定める書類」の中に法律意見書は含まれており（第 4 号ニ）、ロはこれと重複するため削除してはどうか。	御意見を踏まえ、開示府令第 10 条第 1 項第 8 号の規定を修正しました。
106	発行体が英文開示制度を利用している場合、添付書類の原文が英語以外の言語で記載されていても訳文は不要（英訳も和訳も不要）であるように読めるが、その理解でよいか。 また、発行体が英文開示制度を利用していない場合についても、日本語訳は不要とすることを検討してほしい。英文開示制度を利用できる発行体と利用できない発行体の違いは、要するに外国での開示書類が日本国内でそのまま使えるレベルの内容を備えているか否かであると思われ（開示府令案第 9 条の 6）、外国での開示書類のレベルが添付書類	英文開示制度は、外国において英語により開示された書類の提出を可能とするものであるため、同制度を利用する外国会社が提出する外国会社届出書の添付書類等が日本語又は英語によって記載されていない場合には、日本語又は英語による翻訳文を付すこととしました。 また、英文開示制度は、外国会社の発行者情報が当該外国の市場において投資者の十分な評価の対象となっている場合に利用できるものであり、英文開示制度を利用できない外国会社が提出する有価証券届出書等の添付書類につい

	の内容に影響を与えることはあまりないと思われる。よって、添付書類について、英文開示制度を利用している発行体と利用していない発行体を区別する合理性はないと思われる。	ては、現行のとおり、日本語による翻訳文を付す必要があります（開示府令第10条第2項）。
107	有価証券届出書については、開示府令第10条第1項第4号二によって、法律意見書の意見項目から、「有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であること」が外れた。これとのバランスから、有価証券届出書とほぼ同じ様式である有価証券報告書において、「有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であること」の法律意見を求める必要はないと考える。したがって、有価証券報告書においては、法律意見書の添付は不要になるのではないか。	外国会社が日本語により提出する有価証券届出書に添付する法律意見書（開示府令第10条第1項第4号二）について、開示府令改正案の公表段階では「及び当該有価証券届出書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であること」についての法律専門家の法律意見書が除かれておりましたが、投資情報として当該法律意見書も重要であると考えられることから、改正を行わないこととしました。同様に、「有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書」の添付は必要であると考えられます。
▼その他		
108	開示府令第12条第2項の「イ及びニに定める」は、「イ又はニに定める」ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、開示府令第12条第2号の規定を変更しました。
109	特定有価開示府令第28条の3第4項の新旧対照表の上段と下段が対応していないのではないか。	御意見を踏まえ規定を修正しました。
110	補足書類はあくまでも要約の日本語による翻訳文であり、原文である英語と併せて全体で「虚偽記載、記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載の欠如」が判断されるとの理解でよいか。	金商法第5条第8項において、届出書提出外国会社が金商法第5条第6項各号に掲げる書類及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社届出書及びその補足書類を同条第1項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書の提出とみなして、金商法施行令の規定を適用するとされています。 虚偽記載等の有無は個別事例ごとに

		<p>実態に即して判断されるべきものと考えられますが、英語の原文に誤りがない場合であっても、補足書類の日本語による要約に重要な事項についての虚偽記載等がある場合は、届出書の重要な事項に虚偽記載等があると認められる場合があるものと考えられます。</p>
<p>●発行登録制度における目論見書の交付義務の免除</p>		
111	<p>開示府令案第9条本文において、「法第23条の12第7項（発行登録の場合）」が追加されているが、新規公開時には発行登録書は提出できないので、「法第23条の12第7項の場合は、本条（第9条）第7号及び第8号の場合は除く」とすべきではないか。</p>	<p>開示府令第9条第7号及び第8号においては、新規上市により株券の募集・売出しを行うための「有価証券届出書を提出しようとする場合」と規定されているため、そもそも発行登録書を提出する場合は適用されません。</p>
112	<p>金商法第23条の12第7項における「発行価格等を記載した発行登録追補書類を提出し、目論見書の交付が免除される」場合において、発行登録追補目論見書の特記事項とされている事項（開示府令第14条の13第1項第3号）はあらかじめ交付する書類に記載する必要があると思われる。ついては、当該事項を訂正発行登録目論見書に記載した場合には、発行登録追補目論見書に記載すべき事項から除外してほしい。</p>	<p>金商法第23条の12第7項の規定により、発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行価格等を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該方法により当該発行価格等が公表されたときは、発行登録追補目論見書の交付が行われたとみなされるため、発行登録追補目論見書に係る開示府令第14条の13第1項第3号の規定の適用はないものと考えられます。</p>
113	<p>発行登録制度を利用した株式の募集又は売出しに対応できるよう、開示ガイドラインA1-9-2に発行登録追補書類提出の場合、B7-2及びB13-1に発行登録書・訂正発行登録書の場合の規定を追加（又は準用）してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、発行登録における追補目論見書交付義務の免除に係る関係規定を開示ガイドラインに追加いたします。</p>
114	<p>開示ガイドライン13-1の規定は、開示府令案第9条（特定有価開示府令第11条）を適用する場合の発行登録目論見書にも準用されるという理解でよいか。</p>	<p>発行価格等を記載しない有価証券届出書を提出した場合の取扱いについては、発行登録における追補目論見書交付義務の免除の場合においても同様で</p>

		ある必要があることから関係規定を開示ガイドラインに追加しました。
115	<p>現行の発行登録制度において、振替社債等では、「券面総額又は振替社債の総額」は、訂正発行登録書提出時に決定せず、発行登録追補書類提出時に決定するといったことが実務上行われる場合がある。</p> <p>その場合、開示ガイドライン 13-1に規定される「当該発行価格等以外の事項のうち当該発行価格等の決定に伴い連動して訂正されることが当該有価証券届出書に記載されている事項（以下「発行価格等に連動して訂正される事項」という。）」に、「券面総額又は振替社債の総額」が含まれると解してよいか。</p>	<p>個別具体的に判断されるべき事項であると考えられますが、「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される」と認められる事項については、基本的に発行価格等に含まれるものと考えられます。</p> <p>発行価格等を記載しない有価証券届出書を提出した場合の取扱いについては、発行登録における追補目論見書交付義務の免除の場合においても同様である必要があることから関係規定を開示ガイドラインに追加しました。</p>
116	<p>開示府令案第 14 条の 13 第 1 項第 1 号(特定有価開示府令案第 18 条の 10 第 1 項第 1 号)に規定される金商法第 23 条の 12 第 2 項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第 13 条第 2 項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項は以下のとおりである。</p> <p>一 発行登録目論見書</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>ハ 当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付する旨</p> <p>ニ～ト 略</p> <p>金商法第 23 条の 12 第 7 項に基づき、発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載すべき事項(「発行価格等」を除く。)並びに「発行価格等を公表する旨及びその公表の方法」を記載した発行登録目論見書において、上記ハに係る特記事項の記載は不要との理解でよいか。</p>	<p>御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第 23 条の 12 第 7 項の規定により、発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項(発行価格等を除く。)並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該方法により当該発行価格等が公表されたときは、当該書類を発行登録目論見書とみなし、当該公表を発行登録追補目論見書の交付が行われたとみなされます。この場合には、発行登録追補目論見書は交付されないため、開示府令第 14 条の 13 第 1 項第 1 号ハの規定の適用はないものと考えられます。</p>

●投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充		
117	投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充として、投資助言・代理業の登録の申請に係る使用人から、営業所の業務を統括する者等を除外するとしているが、改正の趣旨が分からないのでこれを明らかにしてほしい。	金融商品取引業のうち投資助言・代理業については、改正前において登録申請時に人的構成の審査を行わないこととしており（改正前の金商法第29条の4第1項第1号ニ）、それに代わり、営業所の業務を統括する者等（金商法施行令第15条の4第3号）について欠格事由の該当性を審査することとされてきました。改正法において、投資助言・代理業についても登録申請時に人的構成の審査を行うこととなった（改正後の金商法第29条の4第1項第1号ニ）ため、金商法施行令第15条の4第3号を削除することとしたものです。
118	金商業等府令別紙様式第1号から削除されることとなる現行の「別添5」について、様式改正に伴う変更届出の必要はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
●適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和		
▼業務の範囲		
119	適格投資家向け投資運用業の登録を受けた者は、適格投資家に対して、金商法第28条第4項第1号から第3号までのうちいずれの業務も行うことができるとの理解でよいか。	適格投資家向け投資運用業は、金商法第28条第4項の「投資運用業」に該当するため、同項第1号から第3号までのいずれの業務もその対象に含まれます。したがって、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき同法第29条の登録を受けた者は、適格投資家向け投資運用業の要件の範囲内において、同法第28条第4項第1号から第3号までのいずれの業務も行うことができます。 なお、行おうとする業務の内容に応じて、同法第29条の登録を受けるために必要となる業務執行体制等が異なり得ることに留意が必要です。
120	（適格投資家向け投資運用業のみを行う	金商法第29条の5第2項は、一般の投

	<p>のではなく)通常の投資運用業について登録を受けている金融商品取引業者(例えば、一般の改正前に登録を受けている投資運用業者)は、金商法第29条の5第2項の規定によるみなし第2種金融商品取引業の適用は受けられないのか。</p> <p>通常の投資運用業について登録を受けている金融商品取引業者が、その行う投資運用業のうち金商法第29条の5第1項各号の要件を満たす部分について同条第2項の規定によりみなし第2種金融商品取引業の適用を受けることは可能か。</p>	<p>投資運用業(適格投資家向け投資運用業に該当しない投資運用業)を行うことにつき同法第29条の登録を受けた金融商品取引業者に対しては適用されないものと考えられます。</p> <p>また、当該金融商品取引業者が行う投資運用業が、同法第29条の5第1項各号の要件を満たす場合であっても、同様に同条第2項は適用されないものと考えられます。</p>
121	<p>現時点で既に投資運用業と第2種金融商品取引業の登録を受けている者が、適格投資家向け投資運用業の登録申請を行うことは認められるのか。</p> <p>上記のような業者は、外国籍の投資信託(自らが運用権限の委託を受けたもの)を投資家向けに直接勧誘することは現状認められていないが、適格投資家向け投資運用業を併せて登録することがもし可能であれば、自己が運用委託を受けた外国籍投資信託を一定の投資家に対して直接勧誘することが可能になると思われることから、確認したい。</p>	<p>既に一般の投資運用業(適格投資家向け投資運用業以外の投資運用業)を行うことについて金商法第29条の登録を受けている金融商品取引業者であっても、適格投資家向け投資運用業を行うことについて変更登録(同法第31条第4項)を受けることは可能ですが、この場合、一般の投資運用業と適格投資家向け投資運用業を併せて登録することは認められません。</p> <p>また、既に第2種金融商品取引業を行うことについて同法第29条の登録を受けている金融商品取引業者が、同法第29条の5第2項の規定により、外国籍投資信託の受益証券について私募の取扱いを行おうとする場合には、業務の内容又は方法の変更届出が必要となることに留意が必要です(同法第31条第3項、金商業等府令第8条第7号二)。</p>
▼適格投資家要件		
(適格投資家の範囲)		
122	<p>「全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。」とあるが、適格機関投資家等特例業務や特例投資運用</p>	<p>適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務を行う場</p>

	<p>業務の場合、全く資産要件を具備しない一般人であっても投資家となることが可能だが、「適格投資家向け投資運用業」を行う者が適格機関投資家等特例業務や特例投資運用業務の運用者となる場合、この投資家も全て適格投資家でなければならないとの趣旨でよいか。</p> <p>また、この場合、例えば「外国投資法人」の海外における運用業者の場合、当該外国投資法人との資産運用契約は法律上の「運用資産」の定義に該当しない（金商法第35条第1項第15号及び第42条）ため、適格投資家以外の者が投資家となっても問題ないか。</p>	<p>合は、基本的には、当該適格機関投資家等特例業務又は当該特例投資運用業務の出資者等についても、投資家要件（全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであること）を満たすことが必要であると考えられます。</p> <p>他方、適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が金商法の適用を受けない運用行為を行う場合は、当該運用行為の出資者等については、投資家要件を満たすことは必要ないものと考えられます。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘のケースのように、国外の業者が、国外において外国投資法人の資産の運用に係る契約を締結し、国外において当該外国投資法人の資産を運用する場合は、基本的には、当該外国投資法人のほか、当該外国投資法人の投資主や、当該外国投資法人の投資法人債権者について、投資家要件を満たすことは必要でないと考えられます。</p>
123	<p>「適格投資家から除かれる者」として、適格投資家以外の者が証券を取得している特別目的会社や組合が掲げられているが、ここでいう「適格投資家以外の者」には、非居住者は含まれないという理解でよいか。すなわち、例えば非居住者である個人が投資をしている場合、当該非居住者である個人は適格投資家ではないが、日本の居住者である投資家が全て適格投資家であれば、適格投資家向け投資運用業の適用はあるとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、例えば、国内において特別目的会社や組合を顧客として財産の運用が行われる場合において、非居住者である個人が当該特別目的会社や組合に出資している場合には、基本的には、当該非居住者である個人についても、適格投資家であることが必要であると考えられます。</p>
124	<p>金商法施行令第15条の10の6第1号の「金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）」には、当然に適格投資家向け投資運用業を行う者も含まれるということ</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	確認させてほしい。	
	(特定投資家に準ずる者)	
125	<p>金商業等府令第16条の3第1号から第3号までに掲げられている保有資産の要件は、当該投資家との関係で運用を開始する時点（又は運用の委託を受けた時点）に充足していれば足りるものであり、その後も常時保有資産要件を充足する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>適格機関投資家について規定されている保有資産の要件は、最近事業年度や届出前の直近日を基準としている。投資運用業者は、（自らの資産でもなく、自己に委託された運用財産にも限られない）顧客の保有資産の状況を適時に常時把握することは容易ではないため、その時々々の保有資産の時価を基準にする等、運用開始後の保有資産の増減も含めて常時保有資産要件を充足することが必要であるとすると、実務上困難を強いることになりかねないことから、そのような弊害が生じない取扱いとしてほしい。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業を行うに当たっては、継続的に全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであることが必要です。</p> <p>したがって、例えば、適格投資家のうち「特定投資家に準ずる者」（金商業等府令第16条の3各号）として権利者となろうとする者については、基本的には、権利者に該当する間、継続的に同条各号に定める要件を充足することが必要であると考えられます。</p> <p>なお、業者が投資家の金融資産を正確に把握することが困難な場合がある旨のご意見を踏まえ、「特定投資家に準ずる者」の各資産額要件について、業者が当該者の資産内容を正確に把握する方法を有していないことを前提とした上で合理的に見込まれることを求めるものとなるよう規定を修正いたします（金商業等府令第16条の3各号）。</p>
126	<p>定義上「特定投資家に準ずる者」として取り扱われるために必要な保有資産の基準が定められているが、いつの時点で保有していれば良いのか。投資期間中、ずっと基準を満たしていなければならないのか。</p> <p>「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」も定義府令第23条第8号により特定投資家と定義されている。これと、特定投資家に準ずる者を平行に考えた場合、例えば、金商業等府令第16条の3第2号イにおいて「当該法人が保有する資産の合計額が3億円以上であること。」と規定されているが、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、保有する資産の合計額</p>	<p>「特定投資家に準ずる者」の資産額要件の該当性の確認方法については、法令に特段の定めはなく、また、金融商品取引業者等に必ずしも法的に独自に調査する義務を課すものではなく、確認に係る基準を一律に定めることは困難と考えられますが、例えば、自己申告の内容及び任意に提出された資料（財務諸表、金融商品取引業者等が発行する取引残高報告書等）等を活用することにより、全体として「合理的に判断」して、投資性のある金融資産が「3億円以上」等と見込まれることが必要となると考えられます。</p>

	<p>が3億円以上であること。」などと修正すべきではないか。</p>	
127	<p>「特定投資家に準ずる者」の資産額要件について、属性の確認等をする場合、直近の資産額を証明する書類を徴求すれば足りるか。</p> <p>また、継続的に資産額の証明書類を徴求しなければならないのか。</p>	<p>また、投資家が、「特定投資家に準ずる者」として適格投資家向け投資運用業に係る権利者となった後、その金融資産保有額が「3億円」を下回ることとなった場合において、当該適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が、例えば、当該権利者の金融資産保有額について可能な範囲で確認していたにもかかわらず当該事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、当該権利者から通知を受ける等により当該事情が明らかになるまでは、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が3億円以上であると見込まれる」場合に該当し得ると考えられます。</p>
128	<p>適格投資家の要件には「資産…の合計額が100億円以上」又は「3億円以上」といった、「資産」ベースで判断される要件が数多く規定されている。ここでいう「資産」とは、「毎日の時価評価」ではなく、法人であれば例えば直近の事業年度における貸借対照表の『資産の部』に計上された客観的な数字とし、そのような帳簿のない個人であれば、投資運用契約等の申込時に申告された資産の額、といった数字に依拠することができるかと解釈してよいか。</p> <p>あるいは、適格投資家向け投資一任契約等の締結時において当該要件を満たしていれば、期中において資産要件が一時的に適格投資家としての要件を充足しなくなることがあったとしても、当該契約との関係においては引き続き適格投資家として取扱ってもよいと解釈してよいか。</p> <p>仮に、そのような解釈ができない場合、上記の資産要件は、規定の文言上は「毎日の時価評価」と解釈せざるを得ないが、その場合、以下のような問題が生じるものと思われる。</p> <p>投資家が保有している株の株価下落やデリバティブ資産の資産価値下落等により、運用期間の期中において投資家が適格投資家としての要件を満たさなくなる事態が生じることが想定される。一方で、プロ向け投資運用業者が、日々、顧客の資産を査定し、チェックを行うことは実務上不可能であるこ</p>	

	<p>とから、プロ向け投資運用業者において、投資家が適格投資家としての要件を充足しなくなったことを認識できないという事態が生じることが想定される。</p>	
129	<p>プロ向け投資運用業者としては、①どのような頻度で、②またどのような方法によって、投資家の資産に係る要件の充足性を確認するべきか。</p> <p>投資家の資産価値は毎日変動するが、この毎日の変動をプロ向け投資運用業者が確認することは、実務上不可能である。適格投資家が、適格投資家としての要件を満たさなくなった場合であっても、当該投資家からその旨の通知を受けるまでは、適格投資家として取り扱ってもよい等の対応は採用可能か。</p>	
130	<p>金商業等府令案第16条の3第1号から第3号までに掲げられている保有資産の要件を充足しているか否かを、投資運用業者はどこまで確認することを要するのか。計算書類や口座残高等を確認する必要があるのか。</p>	
131	<p>金商業等府令案第16条の3第3号イ(2)において「当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して1年を経過していること」と規定されているが、当該要件は、証券口座(保護預かり口座)での取引の有無・内容を問わず、例えば、設定後、一度も使用されることなく口座開設日から起算して1年が経過されている場合でも、同要件が充足されるとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には、貴見のとおりと考えられます。</p>
132	<p>特定投資家に準じる者として、金商業等府令案第16号の3第3号ロは、業務執行組合員等として当該個人が保有する「資産の合計額」が3億円以上であることを要求しているが、これは特定投資家制度の下において金商業等府令第61条第2項が定める「出資の合計</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	額」とは区別される異なる要件である（プラスの資産のみをカウントし、負債を控除しない）との理解でよいか。	
(権利者が適格投資家でなくなった場合の対応)		
133	投資家が適格投資家の要件を満たさなくなった場合に、プロ向け投資運用業者としては、どのような対応をすればよいか。例えば、プロ向け投資一任契約等の投資契約に、「適格投資家要件を充足しなくなった場合には契約は終了する」という強制解約の規定を設け、当該規定の行使として投資家との契約を解除するなどの対応が必要か。なお、このような投資期中での投資商品の強制解約は投資家に大きな損失を生じさせることがある。そのような場合、プロ向け運用であるとの形式を守るために投資家に損失を生じさせることとなることは本末転倒となってしまう。これらの点に鑑み、いかなる対処方法が望ましいと考えるか。	適格投資家向け投資運用業を行うに当たっては、継続的に全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであることが必要であることから、適格投資家以外の者が権利者とならないよう、可能な範囲で必要かつ適切な管理体制を整備することが重要であり、また、適格投資家以外の者が権利者となった場合には、当該権利者に対してその保有する持分の売却を求めることや、一般の投資運用業（適格投資家向け投資運用業に該当しない投資運用業）を行うための変更登録（金商法第31条第4項）を受けるとなどの対応を速やかに行う必要があると考えられます。
134	顧客が保有資産要件を充足していることを表明した場合、それを信頼して取引をし、後になって保有資産要件を充足していないことが判明した場合、契約を解除することを要するのか。	なお、同法第29条の登録義務違反に該当するかどうかについては、適格投資家以外の者が権利者となったことが真にやむを得ない事情（例えば、適格投資家である権利者がその持分を無断で適格投資家以外の者に譲渡したなど）によるものかどうかなどにつき、関係当局によって個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
135	期中に、適格投資家であった者が適格投資家の要件を充足しなくなった場合、プロ向け投資運用業者にはいかなる法的制裁が課されることとなるのか。	
(その他)		
136	適格投資家には、特定投資家及びその他の投資家が存在することとなる。金商業等府令案第84条、第87条、第96条、第107条その他の条文を見ると、特定投資家以外の顧客については、金商法第37条の3の書面交付義務等が発生するとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。なお、適格投資家のうち特定投資家以外の顧客であっても、金商法第34条の3又は第34条の4の規定に基づき特定投資家とみなされる場合には、書面交付義務等が適用されないことに留意が必要です。

▼総額要件		
(運用財産の算定方法)		
137	<p>全ての運用財産の総額が200億円を超えないものであることとされているが、運用形態により基準とすべき額が異なると考えられる。具体的にどの金額を基準に評価すればよいのか、ご教示願いたい。</p>	<p>「運用財産」（金商法第35条第1項第15号）とは、投資運用業に係る権利者（同法第42条第1項各号）のために運用を行う金銭その他の財産をいうものと考えられます。</p>
138	<p>運用財産は、運用する際に発生する手数料等を控除した純資産額ベースで判断するのか。</p>	<p>また、「全ての運用財産の総額」（同法第29条の5第1項第2号）は、個々の「運用財産」の評価額の合計を基準に判断されるべきものであると考えられます。</p>
139	<p>運用財産（上限200億円）とは、どの範囲の資産を示しているのか。運用財産のうち、本来業務として運用している資産のみを含み、本来業務以外の業務として運用している資産（例えば、金商法第35条第1項第15号による運用財産）を含まないとの理解でよいか。</p>	<p>例えば、本来業務以外の業務（同法第35条第1項第15号に掲げる業務など）として運用を行う財産であっても、投資運用業に係る権利者のために運用を行う財産であると認められる場合には、基本的には、「全ての運用財産の総額」に含まれるものと考えられます。</p>
140	<p>金商法施行令第15条の10の3に規定される運用財産の総額を「200億円」とする規定については、「金融商品取引法の業規制の対象内である投資家との間における運用資産の総額」との理解でよいか。</p> <p>例えば、①プロ向け運用業者が海外の業者である場合（日本に営業所を有する場合とそうでない場合がある）に、金融商品取引法の業規制の対象外である投資家（例えば、日本国外の本支店の顧客としての日本国外に居住・所在する外国人・外国法人）との間の運用契約に基づく資産や、②日本国内に居住する投資家相手の投資運用であって定義府令第16条第1項第13号により金融商品取引業に該当しない投資運用に関する資産は除外されるとの理解でよいか。</p>	<p>また、適格機関投資家等特例業務（同法第63条）の出資者等のために運用を行う財産についても、基本的には、「全ての運用財産の総額」に含まれるものと考えられます。</p> <p>一方で、金商法の適用を受けない行為（国外において非居住者のみから出資を受けた財産を運用する行為など）により運用を行う財産や、金融商品取引業から除かれる行為（定義府令第16条第1項第13号に掲げる行為など）により運用を行う財産については、「全ての運用財産の総額」に含まれないものと考えられます。</p>
141	<p>本店と支店は同一の法主体と考えられるが、外国法人の本店が外国投資家から受託し</p>	<p>いずれにせよ、「全ての運用財産の総額」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考</p>

	て外国で運用する財産が既に200億円を超えている場合、その支店は日本で適格投資家向け投資運用業者として登録することはできないのか。	えられます。
142	<p>「全ての運用財産の総額」とは、投資運用業に係る運用財産の総額のみを指すとの理解でよいか。</p> <p>すなわち、例えば適格機関投資家等特例業務（特例投資運用業務も含む。以下同じ。）として組合型のファンドの投資運用を行っている場合、当該適格機関投資家等特例業務として行っている投資運用に係る財産は、同条にいう「運用財産」には含まれず、よって「全ての運用財産の総額」の算定に当たっては合算する必要はないとの理解でよいか。</p>	
143	<p>下記の投資が200億円要件に加算されるか否かにつき、下記理解が正しいか確認したい。</p> <p>①業者が、海外で組成し、海外投資家のみ販売するファンド（ケイマン法人によるヘッジファンド等）の場合 一切加算されない。</p> <p>②業者が、海外で組成したファンドで、総額は1000億円だが、国内の投資家には10億円のみ販売し、適格機関投資家等特例業務を使用する場合 10億円のみ加算される。</p> <p>③業者が、海外で組成したファンドで、総額は1000億円だが、国内の投資家には10億円のみ販売し、定義府令第16条第1項第13号の除外規定の対象となる場合 一切加算されない。</p> <p>④業者が外国投資法人の運用業者となっている場合で、国内投資家に10億円販売している場合 国外における外国投資法人との資産運</p>	<p>ご指摘の事例①について、国外の業者が、国外において組成したファンドの運用を、国外において行う場合には、原則として、当該ファンドの運用に係る財産は、運用財産の総額に含まれないものと考えられます。</p> <p>ご指摘の事例②について、国外の業者が、国外において組成したファンドの運用を、国外において行う場合には、原則として、国内の投資家から出資等を受けた10億円が、運用財産の総額に含まれるものと考えられます。</p> <p>ご指摘の事例③について、運用行為が定義府令第16条第1項第13号に定める要件に該当する場合には、当該運用行為に係る財産は、運用財産の総額に含まれないものと考えられます。</p> <p>ご指摘の事例④について、国外の業者が、国外において当該外国投資法人の資産の運用に係る契約を締結し、国外において当該外国投資法人の資産の運用を</p>

	<p>用契約は法律上の「運用資産」の定義に該当しない（金商法第35条第1項第15号及び第42条参照）ため、一切加算されない。</p> <p>⑤業者が外国投資信託の運用業者となっている場合で、国内投資家に10億円販売している場合</p> <p>外国投資信託との資産運用契約は法律上の「運用資産」の定義に含まれる（金商法第35条第1項第15号及び第42条参照）ため、10億円加算される。</p>	<p>行う場合には、原則として、当該外国投資法人の資産の運用に係る財産は、運用財産の総額に含まれないものと考えられます。</p> <p>ご指摘の事例⑤について、運用行為が定義府令第16条第1項第9号の2に定める要件に該当する場合には、当該運用行為に係る財産は、運用財産の総額に含まれないものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、「全ての運用財産の総額」に含まれるかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
144	<p>運用を受託した財産に有価証券やデリバティブが含まれる場合、「全ての運用財産の総額」をどのように計算するのかを明確にしてほしい。「運用財産の総額」を計算する時点の有価証券の時価やデリバティブの証拠金の額で計算するというのでよいか。</p>	<p>「全ての運用財産の総額」（金商法第29条の5第1項第2号）を算定するに当たっては、基本的には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌すべきものと考えられます。</p>
145	<p>運用財産の総額が時価ベースである場合、先物取引等のデリバティブ取引を用いて運用している場合の運用財産の額は、「デリバティブ取引の想定元本」ではなく、「証拠金を含む短期資産等の金額に、デリバティブ取引等の評価損益を加減した金額」との理解でよいか。</p>	
146	<p>デリバティブについては、時価評価により計算するとの理解でよいか。</p>	
147	<p>プライベート・エクイティ・ファンドにおいては、設定時に将来の投資総額を約束し、その後ファンド・マネージャーのキャピタル・コールに応じて、実際の資金の拠出が行われることがあるが、この場合、200億円の計算には、実際にファンドが運用している資産のみが含まれ、キャピタル・コールされていない部分（実際の拠出がされていない部</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、基本的には、貴見のとおりと考えられます。</p>

	分)については含まれないとの理解でよいか。	
148	適格投資家向け投資運用業者は、複数のファンドを運用できるか。できる場合、200億円の上限については、一つのファンドの運用財産額をみるのか、それとも、これらのファンドの運用財産額を合算してみるのか。	適格投資家向け投資運用業として複数のファンドを運用することは可能ですが、「全ての運用財産の総額」を算定するに当たっては、基本的には、各ファンドの運用財産の評価額を合算することが必要であると考えられます。
149	マザーファンド、ベビーファンドといった階層的なファンドの運用形態の場合、全ての運用財産の総額は、どのように算出すればよいか。それぞれの運用財産を合算すればよいか。	マザーファンドやベビーファンド等の階層的なファンドには様々な形態があり得るため、その運用財産の総額の算定方法を一律に定めることは困難ですが、例えば、適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が運用を行うベビーファンドの運用財産の中に、当該金融商品取引業者が別途運用を行うマザーファンドの受益証券が組み入れられている場合には、当該受益証券に相当する額については、全ての運用財産の総額に含めないことが認められるものと考えられます。
150	運用財産が外貨建ての場合、基準とすべき換算レートが特に規定されていないので、合理的な換算レートであればよいとの理解でよいか。	外貨建ての運用財産については、基本的には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して、適切な外国為替レートを用いることが求められるものと考えられます。
(運用財産の判断時点)		
151	適格投資家向け投資運用業者の運用財産について、200億円を超えないことという規定になっているが、登録後は一瞬でも運用財産総額が200億円を超えてはならないという趣旨か。	適格投資家向け投資運用業を行うに当たっては、継続的に全ての運用財産の総額が200億円を超えないものであることが必要です。 運用財産に時価や運用損益を適時に算定することが困難な財産が含まれている場合には、当該財産の特性等に応じて、適切かつ合理的と認められる方法に
152	運用資産価値の「200億円」の要件について、例えば総額100億円で日本での新規申出を締め切った場合であっても、投資運用が全	

	<p>体として非常に好調で資産価値が200億円を超えたようなケースを想定すると、その200億円を越えた時点で全ての運用契約を解除する必要があるのか。</p> <p>仮にそのように解釈するとして、業者が複数ファンドを運営する場合、Aファンドは好調で、Bファンドは不調である場合に、Aファンドの好成績を原因に全ファンドを強制解約することとなると、損失の生じているBファンドの投資家は自分とは関係の無い事由により不利なタイミングでファンドを強制解約されることとなり、投資家保護上にも問題があるものと思われる。</p> <p>そこで、この「200億円」の要件は、あくまでも投資契約開始時の投資家からの出資の総額とし、運用中は200億円以上に資産が膨らむことには問題が無いと規定されると上記の問題はある程度回避可能と思われる。</p>	<p>より算定されるべきものと考えられません。</p>
153	<p>「全ての運用財産の総額」が200億円を超えないものであるか否かは、運用開始時（又は運用の委託を受けた時点）の運用財産の金額を基準とすることでよいか。</p> <p>その時々々の運用財産の時価を基準にする等、運用開始後の運用損益も含まれるとなると、時価や運用損益を適時に算定することが必ずしも容易でない資産に投資する場合に実務上困難を強いることになりかねず、また、運用の委託を受ける時点で、その後実現するか否か定かでない運用益が実現された場合を仮定して、200億円より（はるかに）低い金額の財産についてのみ運用を受託する実務対応を行うことを余儀なくされ、200億円という上限を設けた意味が損なわれかねないため、そのような弊害が生じない取扱いとしてほしい。</p>	
154	適格投資家向け投資運用業者の運用財産	

	<p>の総額は200億円に限られるところ、これは、「運用財産を時価評価した合計額が200億円」ではなく、「運用を委託された当初元本の合計額が200億円」との理解でよいか。</p> <p>すなわち、マーケットの変動により日々上下する時価ベースで運用財産を把握とした場合、200億円の判定が困難となることが予想されることから、法的安定性を確保するうえで妥当な基準であると考えられる元本ベースで運用財産の総額を把握するという意味でよいか。</p>	
(運用財産の総額が200億円を超えた場合の対応)		
155	<p>運用財産が200億円を超えた場合、どのような対応をすべきなのか。</p> <p>継続的に運用財産が200億円を超える場合、通常の投資運用業の登録が必要になると思われる。この場合、金商法第29条の2第1項第5号の記載を変更することとなるため、同法第31条第4項の変更登録を行わなければならないとの理解でよいか。</p> <p>貴庁が作成した「平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等の概要」によると、適格投資家向け投資運用業は、投資運用業の登録要件の一部を緩和したものという位置づけであり、あくまでも投資運用業の一態様であると考えられる。そうであるならば、金商法第31条第4項の変更登録の手続きよりも簡便な方法を用意すべきであると考えられる。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業を行うに当たっては、継続的に全ての運用財産の総額が200億円を超えないものであることが必要であることから、全ての運用財産の総額が200億円を超えないよう、運用の実態に応じて必要かつ適切な管理体制を整備することが重要であり、また、全ての運用財産の総額が200億円を超えることとなった場合には、全ての運用財産の総額が200億円を下回るための措置を講じることや、一般の投資運用業（適格投資家向け投資運用業に該当しない投資運用業）を行うための変更登録（金商法第31条第4項）を受けるとなどの対応を速やかに行う必要があると考えられます。</p> <p>なお、同法第29条の登録義務違反に該当するかどうかについては、全ての運用財産の総額が200億円を超えたことが真にやむを得ない事情（例えば、金融市場の急激な変動等）によるものかなどにつき、関係当局によって個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
156	<p>市況により、当該適格投資家向け投資運用業者の想定を超えて運用財産が急激に増加することも想定でき、運用財産が200億円を超えた場合に、通常の投資運用業に変更するために必要となる期間は、適格投資家向け投資運用業の登録のまま運用財産が200億円を超えていることも容認されるとの理解で</p>	<p>市況により、当該適格投資家向け投資運用業者の想定を超えて運用財産が急激に増加することも想定でき、運用財産が200億円を超えた場合に、通常の投資運用業に変更するために必要となる期間は、適格投資家向け投資運用業の登録のまま運用財産が200億円を超えていることも容認されるとの理解で</p>

	<p>よいか。</p> <p>また、上記期間はどの程度のものと考えているのか。</p>	<p>変更登録を受けるために必要となる期間を一律に定めることは困難と考えられますが、一般的には、必要な書類等を受領してから1ヶ月以内を目処に変更登録を行うものとされています（金商業等府令第328条第1項第2号）。</p> <p>変更登録の手続きよりも簡便な方法を用意すべきとのご指摘につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
<p>(その他)</p>		
<p>157</p>	<p>適格投資家向け投資運用業制度の導入の趣旨は、現在の投資運用業に係る厳格な登録要件が投資運用業の立上げの制約になっている事実に鑑み、登録要件を一部緩和する特例を新設し、もって投資運用業への新規参入を促進する趣旨と理解している。</p> <p>ところで、金商法施行令第15条の10の3では、金商法第29条の5第1項第2号に規定する政令で定める金額が200億円とされているが、わが国の投資運用業における、運用額に対する受託費用の割合の一般的な相場感からして、運用総額の上限が200億円しかないのでは、独立採算ができないと思われる。独立採算ができないのでは、登録要件を一部緩和したところで投資運用業への新規参入が促進されることはないので、せっかく適格投資家向け投資運用業制度を導入する趣旨は損なわれてしまうのではないか。</p> <p>そこで、以下の点について、回答を願いたい。</p> <p>① 運用総額の上限の引上げ、又は兼業規制の緩和・撤廃について検討願いたい。</p> <p>② (通常の)投資運用業及び適格投資家向け投資運用業のそれぞれについて併存して登録を受けることができ、この場合、(通</p>	<p>適格投資家向け投資運用業及び一般の投資運用業(適格投資家向け投資運用業に該当しない投資運用業)のそれぞれの業務について、併存して金商法第29条の登録を受けることはできないものと考えられます。</p> <p>運用財産の総額の上限額につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

	常の) 投資運用業とは別に、政令で定める金額 (200億円) までの適格投資家向け投資運用業を行うことができることを確認したい。	
158	<p>金商法施行令第15条の10の3によれば「全ての運用財産の総額」が200億円までとなっているが、これは、「適格投資家向け投資運用業以外の投資運用業において200億円以上の運用財産を有する既存の投資運用業者が、金商法第29条の5第2項のみなし2種業を営むために、適格投資家向け投資運用業も併せ営む」ということは一切不可能との理解でよいか。</p> <p>なお、この200億円という数値は、例えば0.5%の報酬率を想定すれば、年間収益が1億円にしかならず、新規参入向けのビジネスサイズとしても小さ過ぎるものと考えられる。ある程度の成長後は一般の投資運用業に移行することが前提の制度設計かと推察されるが、のみなし2種業を継続するには第1種業も同時登録せねばならず、年間収益1億円弱が想定される会社には極めて困難なものになると思われる。</p> <p>このため、200億円をもう少し大きな金額とする、あるいは、適格投資家向け投資運用業以外の投資運用業に係る運用財産を算入対象から除く等の措置が望ましい。</p>	
159	今後状況により金商法施行令を改正して、運用財産の総額の上限額を引き上げる可能性はあるか。	全ての運用財産の総額の上限額は、投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響等を勘案して「200億円」と定めることとしているものです (金商法第29条の5第1項第2号、金商法施行令第15条の10の3)。この上限額については、今後とも必要に応じて、適切に検討を行ってまいります。
▼みなし2種業関係		
160	金商法施行令第15条の10の4及び金商	貴見のとおりと考えられます。

	業等府令案第16条の2に定められる私募の取扱いに関する規定が適用される範囲は、金商法第29条の5第2項に規定する同法第2条第8項第12号ロに掲げる契約に基づき運用を行う財産に係る有価証券の私募の取扱いのみであるとの理解でよいか。	
161	<p>第2種金融商品取引業とみなされる業務と本来の第2種金融商品取引業の取扱いに差異はないとの理解でよいか。</p> <p>例えば、みなし第2種金融商品取引業を行うために登録を受ける場合、業務の種別は、あくまでも第2種金融商品取引業であり、その他登録要件が緩和されているような規定はない。そのため、仮にみなし第2種金融商品取引業を行っていた者が本来の第2種金融商品取引業を行う場合などは、登録を変更する必要がないとの理解でよいか(業務方法書等の記載に変更がある場合は、変更届が必要になると考える。)</p>	<p>貴見のとおり、金商法第29条の5第2項に定めるみなし第2種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第2種金融商品取引業に該当する他の業務を行おうとする場合は、変更登録を受けることは必要ありません。</p> <p>しかしながら、業務の内容又は方法について変更があった場合は、変更届が必要です(同法第31条第3項)。</p> <p>なお、同じ第2種金融商品取引業に該当する業務であっても、その業務の内容等に応じて、必要な業務執行体制等に差異がありうることに留意が必要と考えられます。</p>
162	みなし2種業については、一旦自社が全ての運用権限の委託を受けていれば、当該運用権限の一部または全部を別の業者に再委託する場合にも適用されるとの理解でよいか。	適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が、全部の委託を受けた運用権限を他の金融商品取引業者等に再委託する場合であっても、基本的には、金商法第29条の5第2項の規定の適用が認められるものと考えられます。
163	<p>譲渡制限の趣旨に鑑みて、金商法施行令第15条の10の4に定める「その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約」を締結する時期は、遅くとも当該有価証券の取得勧誘に応じた者が当該有価証券を取得するときまでと整理してよいか。</p> <p>また、「その他内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約」は、当該有価証券の取得契約のなかに含まれていればよいか。文言</p>	貴見のとおりと考えられます。

	<p>上は、取得契約とは別個独立の文書とすることまで要求されていないと読める。</p>	
164	<p>改正案では、金商法第2条第3項に新たな私募形態を設けていない。金商法第29条の5第2項に定める「当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い」は、少人数私募の一形態として位置づけられると考えるが、このような理解でよいか。</p>	<p>金商法上、第1項有価証券の「私募」（同法第2条第3項）には、ご指摘のいわゆる少人数私募のほか、いわゆる適格機関投資家私募や、いわゆる特定投資家私募があり、適格機関投資家私募又は特定投資家私募の要件の範囲内で、同法第29条の5第2項に定める私募の取扱いを行うことも可能であると考えられます。</p>
<p>▼その他</p>		
165	<p>金商法、金商法施行令案及び金商業等府令案には、適格投資家向け投資運用業者について、国内に営業所又は事務所を有することを義務付ける規定はない。このことから考えて、外国法人で国内に営業所又は事務所を有しない者であっても、適格投資家向け投資運用業の登録を行うことができるとの理解でよいか。</p>	<p>金商法上、適格投資家向け投資運用業を行おうとする外国法人が同法第29条の登録を受けるに当たって、国内に営業所又は事務所を設置することは義務付けられておりません。</p> <p>なお、外国法人である金融商品取引業者が、委託者として投資信託契約（投信法第3条）を締結する場合や、登録投資法人（同法第2条第13項）からその資産の運用に係る業務の委託を受ける場合には、国内に営業所又は事務所を有する必要があることに留意が必要です（投信法施行令第9条、第122条）。</p>
166	<p>適格投資家向け投資運用業者の最低資本金は千万円と定められているが、外国法人の場合に、第1種金融商品取引業者に求められるような持込資本金が要求されることはないことを確認したい。通常の投資運用業者で外国法人の場合にも持込資本金が求められていないことから、要求されることはないとするのが適切と考える。</p>	<p>外国法人が適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合には、日本への持込資本金（金商法第29条の2第1項第2号）ではなく、当該外国法人自体の資本金について最低資本金要件を満たすことが必要です。</p>
167	<p>不動産ファンドで多用されるGK-TKスキームを想定し、GKがいわゆる特別目的会社であって、ファンドを新規組成する場合、有価証</p>	<p>ファンドの運用行為には様々なものがあり得るため、具体的な類型を示すことは困難であり、個別事例ごとに実態に</p>

	<p>券等の運用財産を取得する前段階のGKは適格投資家に該当しないのが通例である。ファンドの組成当初に運用財産を取得する運用行為は、資産流動化型スキーム、資金運用型スキームにおいて、どのように行うことができるのか、できないのかを解説してほしい。</p>	<p>即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。</p>
168	<p>金商法第29条の5第2項により適格投資家向け投資運用業者がその運用業務に関して行う私募の取扱いは、金商法第44条第1号の禁止行為に該当することはないこと、換言すると情報を利用しての解釈に関わらず、常に禁止行為に該当しないということを確認したい。</p>	<p>ご指摘の金商法第44条第1号それ自体は、同法第29条の5第2項の規定に基づく私募の取扱いを行う業務には適用されないものと考えられますが、適格投資家向け投資運用業とみなし第2種金融商品取引業の双方の登録を受けている場合など、二以上の種別の業務を行う場合には、弊害防止のための適切な措置が必要となり得ることに留意が必要と考えられます。</p>
169	<p>金商法第61条において、外国の投資運用業者は国内における投資運用業者に対して金融商品取引業の登録なしで投資運用業務を提供することができるものとされている。当該特例は外国の投資運用業者が適格投資家向け投資運用業者に対して投資運用業務を提供する場合も同様に適用がある（すなわち、外国の投資運用業者は適格投資家向け投資運用業者に対して金融商品取引業の登録なく投資運用業務を提供することができる）との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>●投資運用業の運用権限の委託先の範囲の見直し</p>		
170	<p>外国会社が投資助言・代理業について金商法第29条の登録を受けた場合には、どのように扱われるのか不明確である。</p>	<p>外国投資運用業者のうち投資助言・代理業のみについて金商法第29条の登録を受けた者は、金商法施行令第16条の12第2号括弧書きに規定する「法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて法第29条の登録を受けた者」に該当しないため、同施行令第16条の12第2</p>

		号に掲げる者に該当し、投資運用業者が運用権限を委託することができる者として扱われるものと考えられます。
●適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項等の追加		
▼経過措置		
171	今回の適格機関投資家等特例業務の届出事項に関する改正に基づいて、施行日より前に適格機関投資家等特例業務の届出書を提出していた者が追加的な情報や添付書類の提出を求められることはないことを確認したい。	施行日において現に適格機関投資家等特例業務を行っている特例業務届出者は、適格機関投資家の名称等に関する届出（変更届）及び登記事項証明書等の書面の提出を行うことが必要です（整備等府令附則第5条第1項、第2項）。また、施行日において現に適格機関投資家等特例業務を行っている金商法第63条の3第1項の規定による届出を行った金融商品取引業者等は、適格機関投資家の名称等に関する届出（変更届）を行うことが必要です（整備等府令附則第5条第3項）。
▼適格機関投資家の名称等の記載について		
172	従来、財務局の依頼ベースで適格機関投資家名の提示を求めていたかと思われるが、特にファンド出資においては投資家が自らの名前が外部に知られることは（たとえ監督当局でも）非常に忌避する傾向にある。その意味で、適格機関投資家名の提示を求められる今回の改正は適格機関投資家等特例業務の利用について重要な阻害要因となることが想定される。貴庁の監督上の要望もあるとは理解しているが、従来どおりの財務局からの依頼ベースでの取扱いの折衷として、たとえば「全ての適格機関投資家が名称の金融庁への開示を拒んだ場合を除く」といった除外規定を設けられないか（一部の適格機関投資家がケイマンLPなどを通じた外国の金融商品への出資により外国の資本増加を取得する機会を逸失する可能性が大きくなるとい	近時、適格機関投資家1名以上という要件を満たさずに適格機関投資家等特例業務を行う特例業務届出者及び金融商品取引業者等（以下「届出者」）のファンドにおいて投資者被害が発生していることから、今回の改正では、当該要件を満たしているかどうか把握できるように、届出者は適格機関投資家の名称等を届け出ることとしたものです。そのため、ご意見のような①「全ての適格機関投資家が名称の金融庁への開示を拒んだ場合を除く」といった除外規定を設けることや、②既存ファンド又は外国の届出者について適用除外とすることは適当ではないと考えられます。

	う点を懸念。)	
173	特例業務届出者が外国の者である場合、外国の法令の下での守秘義務を遵守する必要があるが、金商業等府令案第238条第2号及び第3号はこれと抵触する可能性があることから、特例業務届出者が外国の者である場合については同条第2号及び第3号の報告義務の対象から外すべきである。	
174	従来の全ファンドも、適格機関投資家の名称を開示することを求められているが、これは実務上非常に困難。従来のファンドについては、届出事項変更は必要ないとする「なお従前の例」とすべきである。	
175	<p>既存のファンドについて投資家である適格機関投資家の名称を報告させるのは、下記の通り、守秘義務の観点から問題と思われる。</p> <p>①新規に設定されるファンドであれば、契約交渉時に投資家から貴庁への開示について同意を取得することは可能であるが、既存のファンドについて同意を取得することは困難であることが予想される。</p> <p>②投資家が個人であれば、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するとして、貴庁への開示が認められる可能性がある。しかし、例えば適格機関投資家が複数存在するファンドの場合、(i)当該適格機関投資家全員の情報を貴庁に開示することや、(ii)ファンドの運営者が任意に選んだ一の適格機関投資家の情報を貴庁に開示することが「法令に基づく」といえるかについては、疑問が払拭できない。</p> <p>(i)については、整備等府令案附則の定める要件は最低一人分であり、全員の</p>	

	<p>情報を開示することが「法令に基づ」いているかについては慎重論があり得る。</p> <p>(ii)については、適格機関投資家が複数いる場合に、適格機関投資家Aの情報を開示できるにもかかわらず適格機関投資家Bの情報を開示することが「法令に基づ」いているかについては慎重論があり得る。</p> <p>③投資家が法人の場合、貴庁（第三者）に対する情報開示について、個人情報保護法のような明確な指針は存在しない。</p> <p>④ファンドの運営者が外国の者である場合、外国の法令の下での守秘義務を遵守する必要があるが、整備等府令案附則第2条はこれと抵触する可能性がある。</p> <p>以上より、既存のファンドについて投資家の名称の開示を求めるべきではないと考えられる。少なくともファンドの運営者が外国の者であるファンドについては整備等府令案附則第2条の報告義務の対象から外すべきである。</p>	
▼記載方法		
176	<p>金商業等府令案第238条第3号イの「出資対象事業持分の名称」とは、①いわゆる「ファンド名」を示すという理解でよいか。それとも、②一般的に「投資事業有限責任組合出資持分」、「ケイマンリミテッドパートナーシップ持分」といった、法的な名称か。</p> <p>①であると考えられるがこの場合、ファンドにそもそも名称の無い場合（単に投資事業契約書という契約書がある場合など）、どのように対処すればよいか。</p> <p>また、届出者が運営する、（1）全てのファンドについての名称につき届出が必要であるのか、（2）当初の1個のファンドについての名称についての届出が必要であるの</p>	<p>金商業等府令第238条第3号イの「出資対象事業持分の名称」とは、いわゆる「ファンド名」を示すものと考えられます。</p> <p>契約上、ファンド名が特段規定されていない場合には、個々のファンドについて特定が行えるように、例えば契約に基づく一般的なファンド名に加え、契約締結日を記載するなどの方法（「〇年〇月〇日付投資事業有限責任組合」、「〇年〇月〇日付ケイマンリミテッドパートナーシップ」等）が考えられます。</p> <p>近時、適格機関投資家1名以上という要件を満たさずに適格機関投資家等特</p>

	<p>か、ご教示願いたい。</p> <p>仮に（１）であるとする、届出はあくまでもファンド運営者が１回届出を行えば複数のファンドを運営する場合でも変更届出等は必要が無い構成となっていたところ、これを前提とする貴庁パブリックコメント回答も特に平成19年金商法改正時において複数に行われている。そこで、このような解釈を採用すると、従来の貴庁の見解・取り扱いから大きく変更されることとなるものと認識しており、この点を明確にご教示願いたい。</p>	<p>例業務を行う特例業務届出者及び金融商品取引業者等（以下「届出者」）のファンドにおいて投資者被害が発生していることから、今回の改正では、当該要件を満たしているかどうか把握できるように、届出者は適格機関投資家の名称等を届け出ることとしたものです。そのため、届出者が複数のファンドを運用する場合には、それぞれのファンドを特定した上で、各ファンドが当該要件を満たしているかどうか確認できるように、全ての出資対象事業持分の名称につき届け出ることが必要であると考えられます。</p>
177	<p>運用する全ファンドの適格機関投資家の名称を提出するという趣旨なら、現状の府令案の文言を変更する必要があるのではないか（全部で１人と読めるため）。</p>	<p>適格機関投資家等特例業務を行う特例業務届出者及び金融商品取引業者等が複数のファンドを運用している場合には、全てのファンドにつき適格機関投資家等特例業務に係る要件を確認する必要があることから、ファンド毎に少なくとも１名以上の適格機関投資家の名称等について届け出ることが必要であると考えられます。</p>
178	<p>「適格機関投資家」は、「ファンドごと」に届出を行う必要があるのか。すなわち、適格機関投資家等特例業務の運用者が複数のファンドを運営している場合に、その全ファンドについて、最低限１人の適格機関投資家を届け出ることがあるのか。</p>	
▼添付書類		
179	<p>金商業等府令案第236条第３項又は整備等府令案附則第２条第２項等において、「登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面」と添付書類の要件につき定められているが、特例業務届出者が外国の法人である場合には、疑義を避けるため、「当該特例業務届出者が設立された国の法令に基づき、当該特例業務届出者の設立について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、そ</p>	<p>「これに代わる書面」とは、例えば、住民票については、外国における住民登録カードやパスポートの写し等が、法人の登記事項証明書については、外国における官公庁発行の設立証明書等が該当し得ますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

	の承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面」(投信法施行規則第96条第3項第3号及び第261条第3項第3号類似)との表記に改めるべきである。	
180	今回の改正により特例業務届出者は登記事項証明書を提出することを要するものとされているが、外国で設立された会社の場合には英語で記載されている登記事項証明書に類するものを提出すれば足りるということか、それとも日本語への翻訳が必要ということか。	金商業等府令第236条、第239条に基づき提出する書類については訳文の添付が不要とされています(金商業等府令第2条)。
▼その他		
181	届出者が届け出た出資対象事業持分の名称及び適格機関投資家の商号、名称又は氏名について、当局において適切に管理され、法令上の要請などの特段の理由がない限り、開示等されることがないことを確認したい。	届け出られた出資対象事業持分の名称及び適格機関投資家の商号、名称又は氏名については、当局において適切に管理を行います。また、かかる情報について、法令上の要請など特段の理由がない限り、開示等を行うことは想定していません。
●ファイナンス・リース取引の要件		
182	公表された内閣府令案(銀行法施行規則第13条の2の4 ※)は、すでに改正された法律(銀行法第10条第2項第18号イ～ハ ※)と合わせて、「金融機関本体のリース業務はファイナンス・リースに限定されている」と理解してよいのか、確認したい。	貴見のとおりです。ただし、リース期間満了後に、当該リース契約の相手方との間で当該リース契約の更新を行うことは、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれると考えられます。
183	今回公表された内閣府令案では、適切なリース業務をどのように担保するのか不明であり、その方法及び内容等を明確に示してほしい。	今回の改正により解禁される銀行・保険会社等金融機関本体によるリース業務については、適切な業務運営が行われるよう、検査・監督を行ってまいります。
184	リース債権は基本的に物品貸借に係る債権、すなわち裏付け資産がある債権であるため、原則担保・保証等における保全が行なわれない債権であり、リスク評価の結果として担保や保証等を付したりし、信用リスクの保全を行う通常の金銭債権とは性質が大きく	ファイナンス・リース取引は、経済効果としては設備投資資金の貸付けと同等であること等から銀行・保険会社等金融機関本体における同取引を解禁することとしたものであり、リース債権の資産査定についても、貸出金の資産査定の

	<p>異なります。</p> <p>そこで、上記の点を踏まえたリース債権の資産査定は、どのように行えばよいかについてご教示いただきたい。</p>	<p>方法に準じて、リース契約者の財務状況等を総合的に勘案して行われるべきものと考えられます。</p>
<p>●株式等のブロックトレードの円滑化</p>		
185	<p>金商業等府令案第123条第1項第27号イの売主との間の「転売目的の買付け」である合意は、売買成立前は口頭により、売買成立後は証券会社が売主に対して「転売目的で株式等を取得する」旨を記載した書面(確認書)を差し入れることで差し支えないか。なお、この書面(確認書)は電子メールで代替することは可能か。</p>	<p>「買集め行為後直ちに転売することを目的とするものであることを約する」(金商業等府令第123条第1項第27号イ)方法については、法令上特段の定めはなく、口頭によることも認められるものと考えられます。</p> <p>なお、明確性等の観点から、口頭により約することと併せて御質問にあるような確認書の差入れを行うことは、実務上望ましい対応と考えられます。</p>
186	<p>「当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合にあっては、(中略)公開すること」(金商業等府令案第123条第1項第27号ロ)となっているが、直ちに転売した結果、保有比率が5%未満となった場合は公開する必要がないことを確認したい。</p> <p>転売によって当該金融商品取引業者の保有比率が5%未満となった場合は、転売を目的とする限り、今後も当該銘柄を5%以上取得する意図がないことは明白であるため、公開することの趣旨が当該買集め行為により買い集めた5%以上の保有株券等が買集めを継続するものではなく、転売目的であることを確認するためであるとするならば、既に5%未満となった当該買集め行為を公開する意味はないと考えられるので。</p>	<p>御質問の規定(金商業等府令第123条第1項第27号ロ)は、転売できないリスクがあることを周知するためのものであり、買集め行為により買い集めた株券等の一部でも当該買集め行為後直ちに転売することができない可能性がある場合には、公開する必要があります。</p>
187	<p>「直ちに転売する」(金商業等府令案第123条第1項第27号ロ)とは、実務的に対応可能な範囲内で「直ちに」転売するとの理解で</p>	<p>「直ちに転売する」(金商業等府令第123条第1項第27号ロ)としては、実務的に対応可能な範囲内では足りず、買集</p>

	<p>よいか。例えば、以下の例は、「直ちに」転売していると考えてよいか。</p> <p>① 当該買集め行為を大引価格決定後の時刻に行い、海外投資家等への転売を約したが、時差及びシステムの都合で当該約定の入力日が翌日となる場合。</p> <p>② 当該買集め行為を大引価格決定後の時刻に行い、翌日の市場売却によって全数量を転売することが可能になる場合。</p> <p>③ 当該銘柄の市場における流動性等から転売後の一部残数量の売却が数日かかる場合。</p>	<p>め行為とほぼ同時に転売する等、買集め行為直後において転売できないリスクがない場合に限られます。</p> <p>御質問の①の場合については、「直ちに転売する」への該当性を個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられ、御質問の②及び③の場合については、「直ちに転売する」に該当しないものと考えられます。</p>
188	<p>例えば、顧客に議決権割合7%の株式売却ニーズがあるものの、7%全てを1回のブロックトレードで取り扱うことは流動性等からプライス面で合意が得られない場合で、7%全体について買集めの決定をしたものの、当初4%の買付けについてプライス面の合意が得られた場合を想定する。(取引規制府令第62条第2号の軽微基準に該当することを前提とする。)</p> <p>かかる場合、当初4%の買付けをした後、直ちに転売した場合には、金商業等府令第123条に基づき公開は必要なく、一方、直ちに転売することができない可能性がある場合には、「当該買集め行為により買い集めた株券等に係る議決権の数の合計」として当初4%に関して公開することでよいか。</p> <p>なお、当初4%を直ちに転売することができずに公開した場合で、当初4%を全て転売し切れないうちに残り3%を買い付けた場合において、残り3%を直ちに転売した場合には、「当該買集め行為により買い集めた株券等」を直ちに転売しており公開不要と考えてよいか。</p>	<p>一つの買集め行為についての決定に基づき複数の買付けを行う場合、個々の買付けごとに、直ちに転売できないリスクがあるときは所定の事項を公開する必要があります。</p> <p>また、買集め行為の一部を行った場合には、「当該買集め行為を行った旨」(金商業等府令第123条第1項第27号口(1))として、全体のうち一部の買集め行為を行った旨を公開する必要があるものと考えられます。御質問の例については、全体として7%の株式の買集め行為の決定に係るものであり、その一部として4%の株式の買付けを行った旨を公開することとなると考えられます。</p> <p>なお、直ちに転売できないリスクがあるか否かは、個々の買付けにより取得する株式ごとに区分して判断する必要があることに留意する必要があると考えられます。</p>
189	取引規制府令第62条第2号の「金融商	取引規制府令第62条第2号は、いわ

	<p>品取引業者が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行う買集め行為には、いわゆるブロックトレードのみならず、有価証券の売出し又は私売出し等に際して行われる有価証券の引受けによる取得も含むと考えてよいか。</p> <p>上記について、有価証券の引受けも含まれると考える場合、残額引受けのような瞬時の転売を想定していない形態も存在することから、有価証券の引受けは金商業等府令第123条第1項第27号の対象から外すことを検討してほしい。</p>	<p>ゆるブロックトレードの仲介として行う買付けが対象になるものと考えられます。</p>
190	<p>金商業等府令第1条第4項第14号の法人関係情報から、今回公表された取引規制府令第62条第2号にいう、第一種金融商品取引業者が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係る事実が除かれるとのことだが、その意味するところを明らかにしてほしい。</p> <p>(1) 例えば第一種金融商品取引業者Aが、Bから、金商法第27条の2にいう有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行する株式を同発行会社の総株主等の議決権の数の5%超 33%未満の株式(「本件5%超株式」)を買い取り、本件5%超株式を、Cに対して転売する場合は、①本件5%超株式をBが売る意図をもっていることをCに告げてCに対してAがBから取得する本件5%超株式をAから買い取るように勧誘すること、及び、②Cが本件5%超株式を買う意図をもっていることをBに告げてBに対して本件5%超株式をAに売却するように勧誘すること、はどちらも金商業等府令第117</p>	<p>今般の改正により、「法人関係情報」(金商業等府令第1条第4項第14号)から、公開買付け等事実に係る軽微基準(取引規制府令第62条)に該当するものが除外されることとなります。</p> <p>個別事例は実態に即して判断する必要がありますが、御質問の(1)①の例については、第一種金融商品取引業者AにおけるBから株式を取得する行為の実施に係る決定が当該軽微基準に該当する場合には、当該決定に係る情報は「法人関係情報」に該当せず、AがCに対して当該決定に係る情報を提供して当該株式の買付けを勧誘したとしても、「法人関係情報を提供して勧誘する行為」(金商業等府令第117条第1項第14号)に該当しないものと考えられます。</p> <p>一方、今般の改正は、御質問の(1)②、(2)及び(3)の例にあるような顧客(B・C)における株式の売買の意図に関して「法人関係情報」の範囲を変更するものではありません。これらに関しては、「法人関係情報」や法人関係情報に係る禁止行為に該当するかどうか</p>

	<p>条第1項第14号にいう法人関係情報を提供して有価証券の売買を勧誘する行為には該当しないとの理解でよいか。</p> <p>(2) また、上記(1)の場合において、Aが、Cに本件5%超株式を買う意図があることを知った状態で、自己の計算において本件5%超株式をBから取得したとしても、金商業等府令第117条第1項第16号にいう法人関係情報に基づいて、自己の計算において本件5%超株式を買う行為には該当しないとの理解でよいか。</p> <p>(3) また、そもそも、本件5%超株式を、上記Aと上記Bとの間で売買する際に、Bが本件5%超株式を売却する意図があるという事実は、Aの本件5%超株式の転売目的の有無にかかわらず、売買当事者であるAとBとの間においては法人関係情報に当たらないとの理解でよいか。</p>	<p>は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、(1)②や(2)においてCが5%超の株式の買付け等を行うことを決定したことは、それ自体が買集め行為の実施に関する事実となり、金商法第167条の適用や「法人関係情報」に係る禁止規制の対象になるものと考えられます。一方、(3)のBの売却意図のみでは、基本的には、「法人関係情報」に該当しないものと考えられます。</p>
191	<p>金商業等府令第123条第1項第27号に掲げられた措置を講じれば、取引規制府令第62条第2号に規定された買集め行為に関する軽微基準に該当することが明確なることから、そもそも当該買集め行為は内部者情報ではないことになるとの前提からすると、当該ブロック取引につき、金融商品取引業者がブロックの買付けを決定した後(かつ、取引前)に買手の勧誘をしたとしても、金商業等府令第117条第1項第14号の「法人関係情報を提供して勧誘する行為」に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>金商業等府令第123条第1項第27号の措置を講じたことのみをもって取引規制府令第62条第2号の軽微基準に該当するものではありませんが、金融商品取引業者における買集め行為についての決定が当該軽微基準に該当する場合には、今般の改正により、当該決定に係る情報が「法人関係情報」(金商業等府令第1条第4項第14号)から除外されることとなるため、御質問にあるような買手の勧誘については、「法人関係情報を提供して勧誘する行為」(金商業等府令第117条第1項第14号)に該当しないものと考えられます。</p>
●その他		
192	<p>金商法施行令第1条の4第2号イの新株予約権証券等について修正が予定されているところであるが、新株予約権証券等に関する</p>	<p>御意見を踏まえ、いわゆる特定投資家私募・私売出しの要件については、「当該新株予約権証券等及び当該新株予約</p>

	<p>る特定投資家私募及び特定投資家私売出しの要件(同施行令第1条の5の2第2項第2号イ及び第1条の8の2第2号イ)は、平成21年の改正において株券に関する要件のみとなっているが、従前どおり、株券の発行者及び新株予約権証券に関する要件も規定すべきである。適格機関投資家私募及び適格機関投資家私売出しの要件は、株券に関する要件のほかに株券の発行者及び新株予約権証券に関する要件も規定している(同施行令第1条の4第2号イ、第1条の7第2号ロ(1)、第1条の7の4第2号イ及び第1条の8の4第3号ロ(1))。</p>	<p>権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券と同一種類の有価証券が法第24条第1項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと」と規定します。</p>
193	<p>現行規制上は、同一の種類の有価証券であっても、募集と売出しで別々に発行登録書を提出する必要があるが、株券の募集に際してオーバーアロットメントによる売出しを行う場合は、当該売出しに関する事項を募集に係る目論見書に記載するために、当該事項を当該募集に係る訂正発行登録書の「その他記載事項」に記載してよいか。</p>	<p>株券の募集に際していわゆるオーバーアロットメントによる売出しを行う場合には、当該オーバーアロットメントによる売出しに係る発行登録書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類を記載するとともに、当該オーバーアロットメントによる売出しに関する事項を当該募集に係る発行登録書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類にも記載する必要があると考えられます。</p>
194	<p>開示府令第9条第1項第5号に規定される発行価格等は以下の通りとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 売出価格 ロ 申込証拠金 ハ 申込受付場所 ニ 売出しの委託を受けた者(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所 ホ 売出しの委託契約の内容 <p>上記発行価格等について、売出債の場合は、売出債の発行条件(利率、格付等)が、発行価格等に連動して訂正される事項に含</p>	<p>開示府令第9条第1項第5号により、時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う場合の発行価格等は、左記のイからホまでに掲げる事項になります。</p> <p>また、個別具体的に判断されるべき事項であると考えられますが、開示ガイドライン13-1の規定により、「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される」と認められる事項については、基本的に発行価格等に含まれるものと考えられます。</p>

	まれると解してよいか。	
195	<p>特定有価開示府令第15号様式にも、他の同種の様式同様、第2部【参照情報】第1【参照書類】の後に、【参照書類の補完情報】を項目として加えてほしい。</p>	<p>投資情報として必要な情報については、現行の内国投資証券に係る発行登録書（第十五号様式）においても記載することができるものと考えられます。</p>
196	<p>登録申請書の記載事項に「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令案第7条第10号）を追加することであるが、現在でも「本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地」は登録申請書の記載事項とされており、改正の趣旨や改正後に何が変わるのかが非常に分かりにくい。</p> <p>金商業等府令第1条第4項第1号によれば、「本店等」とは、本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）のことであり、現在でも「本店その他の営業所又は事務所」の一つとして、登録申請書に記載しているはずである。</p> <p>本改正の趣旨・改正内容は、当局が各金融商品取引業者の本店機能の実態を把握できるよう、登録申請書上、「本店」と「（本店機能の一部又は全部を有する）本店以外の『主たる』営業所又は事務所」について、それぞれ「主たるもの以外のその他の営業所又は事務所」と明確に区別して記載することではないかと推測するが、その旨を分かりやすく規定してほしい。</p>	<p>登録申請書の記載事項に「本店等の名称及び所在地」を追加する趣旨は、「本店等」（金商業等府令第1条第4項第1号）自体についての記載を求めることにより、既に記載事項とされている営業所又は事務所の名称及び所在地に変更がないまま「本店等」の変更があったような場合も含め、「本店等」を的確に把握することができるようにすることにあります。</p>
197	<p>経過措置の規定は設けられていないが、今般の改正前に既に登録を行っている金融商品取引業者及び登録金融機関は、平成23年11月22日に金融庁により公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）のⅢ-3-1（4）の第1段落による記載（すなわち、本店等を最初に（外国法</p>	<p>既に提出している登録申請書において、「本店等を最初に（外国法人にあつては、本店を最初に、本店等をその次に）記載すること。」（金商業等府令別紙様式第1号第8面注意事項1・別紙様式第9号第6面注意事項1）に適合した記載がなされている場合には、届出は不要で</p>

	<p>人にとっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に) 記載) がなされている場合には、登録申請書の記載事項について変更届出(金商法第31条第1項、第33条の6第1項)は不要であり、かかる記載がなされていない場合には、登録申請書の記載事項について変更届出を、改正の施行日から2週間以内に行う必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>すが、当該記載がなされていない場合には、御理解のとおり届出が必要と考えられます。</p>
198	<p>金商業等府令案別紙様式第1号(第2面)の改正案「11 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号・・・」では、指定紛争解決機関、金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を区分して記載する様式となっているが、様式改正に伴う変更届出の必要はなく、今後届出事項が生じた場合に当該事項についてのみ届出をすれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり、登録申請書の記載事項について変更がない場合には、届出は不要です。</p>
199	<p>金商業等府令案第43条の規定に基づき、登録金融機関の登録の申請に用いるものとされている「別紙様式第9号(第2面)」において、現行の項目9が削除されるとともに、繰り上がった新項目9(旧項目10)が、3つの細目に分かれる改正案が公表されていますが、当該3つの細目について、業界には「指定紛争解決機関が存在しない場合」で、かつ、「加入する金融商品取引業協会」、「対象事業者となる認定投資者保護団体」がともに存在しない金融機関にとっては、登録金融機関として既に行っている登録申請内容に何ら変更はなく、金商法第33条の6第1項が規定する「(金商法)第33条の3第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき」に該当するものではないものと考えられることから、この場合には金商法第33条の6第1項の規定に基づく「別紙様式第9号(第2面)」</p>	

	の変更の届出は要さないことを確認したい。	
200	登録金融機関の登録の申請「別紙様式第9号（第2面）」の改正（案）において新たに追加された項番9の記載内容に該当がない金融機関については、既に届け出ている登録申請内容に変更が生じないので、本改正（案）様式での再届出は必要ないとの理解でよいか。	
201	<p>登録金融機関における登録申請書の記載事項の一部改正案では、金商業等府令第44条第1号ハが削られ、第10号として「本店等の名称及び所在地」が追加されている。これに伴い、金商業等府令別紙様式第9号の第2面、第6面（別添4）、第12面（別添9）が一部改正され、また、第11面（別添8）が削除されている。</p> <p>別紙様式第9号の書面は一部改正されているものの、この一部改正により既に当局へ届け出ている登録申請書の登録事項自体の変更は生じないものと思料される。したがって、登録事項の変更が生じない限り、再度別紙様式第9号の届出を行う必要がないことを確認したい。</p>	
202	<p>以下の開示ガイドライン 13-3の規定は、開示府令第9条（特定有価開示府令第11条）を適用する場合の発行登録目論見書にも準用されるという理解でよいか。</p> <p>13-3 開示府令第13条第1項第2号の届出仮目論見書は、その届出の効力が生じた日以後において、同項第1号に掲げる事項を記載したものを当該届出仮目論見書にはさみ込む等の方法により、同号の目論見書として使用することができる。</p>	届出目論見書と同様に、開示府令第14条の13第1項第2号の発行登録仮目論見書においても、その発行登録の効力が生じた日以後において、発行登録が効力を生じている旨等を記載したものを当該発行登録仮目論見書にはさみ込む等の方法により、発行登録目論見書として使用することができるものと考えられます。
203	開示ガイドライン 23の5-3（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する	御意見のとおりであると考えられます。

	<p>発行登録の効力停止期間)について、今回特段の修正はなされないものと理解しているが、相違ないか。</p> <p>発行を予定している有価証券に係る仮条件を記載した訂正発行登録書に記載した「券面総額又は振替社債の総額」を訂正する場合も、同規定ハの定めにより、効力停止期間は提出日を含めておおむね1日と解してよいか。</p>	
204	<p>開示府令第9条第1項第4号に規定される発行価格等は以下の通りとなる(第3号のイからホ及びルからカまでに掲げる事項)。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ル 引受人(元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。)の氏名又は名称及びその住所</p> <p>ヲ～カ (略)</p> <p>金商法第23条の3において、発行登録書の提出に際しては、「当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものの名称」を記載するよう規定されているが、その取扱いの開示ガイドライン23の3-1において規定されている。</p> <p>上記開示府令第9条第1項第4号ル括弧書きに関しても、上記開示ガイドラインに準じて、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものの記載を要しないとの理解でよいか。</p>	<p>開示府令第9条第1項第4号に規定する事項から「元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるもの」は除外されており、これを記載しないで届出書を提出することはできません。ご指摘の開示ガイドライン23の3-1は発行登録書について規定したものであり、届出書について準じて適用することはできません。</p>
205	<p>開示ガイドライン13-2において、届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項に関しては以下の通り規定されている。</p> <p>13-2 開示府令第13条第1項に規定する事項の記載例は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>届出目論見書と発行登録目論見書の特記事項の内容は全く同じではありませんが、開示ガイドライン13-2の届出目論見書の特記事項の記載例を参考にして記載することは可能であると考えられます。</p>

	<p>イ～リ (略)</p> <p>開示府令第 14 条の 13 に規定される発行登録目論見書等の特記事項に関しても、開示ガイドライン 13-2 に準じた記載をするとの理解でよいか。開示ガイドラインにおいて、具体的な記載事例を示してほしい。</p>	
206	<p>開示ガイドライン 23 の 12-1 には以下のとおり規定されている。</p> <p>法第 23 条の 12 第 2 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する発行登録目論見書、発行登録仮目論見書又は発行登録追補目論見書において記載すべき事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>① 発行登録目論見書又は発行登録仮目論見書 発行登録書及びその提出以後に提出されたすべての訂正発行登録書に記載すべき事項</p> <p>② 発行登録追補目論見書 発行登録書、その提出以後に提出されたすべての訂正発行登録書及び発行登録追補書類に記載すべき事項</p> <p>新たに提出された訂正発行登録書により、それ以前に提出された訂正発行登録書等の特定の記載内容について削除する旨、記載した場合には、以降作成される上記各項目の目論見書への記載を要しない、と解してよいか。</p>	<p>訂正発行登録書が提出された場合に作成される発行登録目論見書若しくは発行登録仮目論見書又は発行登録追補目論見書には、訂正発行登録書が提出された旨及び訂正の内容を記載する必要があると考えられます。</p>